

各務原市特別支援学校整備
基本構想・基本計画

令和3年3月

各務原市教育委員会

目 次

第 I 編 基本構想

第 1 章 特別支援学校整備の背景

- 1 策定の趣旨 I -1
- 2 特別支援教育の充実に向けた取組 I -1

第 2 章 特別支援学校の特性・関連計画等

- 1 特別支援学校に求められる教育環境 I -3
- 2 目指すべき学校の姿 I -3
- 3 関連計画の整理 I -4

第 3 章 整備の必要性

- 1 各務原市周辺における特別支援学校の整備状況 I -5
- 2 アンケート結果 I -6
- 3 特別支援学校整備の必要性 I -8

第 4 章 基本理念・基本方針

- 1 基本理念 I -9
- 2 基本方針 I -9
- 3 学校規模 I -9

第 5 章 整備方針・建設場所

- 1 建設候補地の検討 I -11
- 2 施設整備の基本方針 I -20
- 3 施設機能・規模 I -20
- 4 施設配置方針 I -24

第 6 章 事業の進め方

- 1 整備スケジュール I -26
- 2 整備手法の検討 I -26

第Ⅱ編 基本計画

第1章 敷地概要

1 関係法令の整理	Ⅱ-1
2 与条件の整理	Ⅱ-1
3 現況写真	Ⅱ-9
4 付近見取図	Ⅱ-9
5 用途地域他	Ⅱ-10

第2章 配置計画

1 計画条件	Ⅱ-13
2 配置計画	Ⅱ-13
3 外構計画方針	Ⅱ-14
4 造成計画方針	Ⅱ-15
5 排水計画方針	Ⅱ-15

第3章 建築計画

1 計画概要	Ⅱ-16
2 平面計画	Ⅱ-17
3 立面計画	Ⅱ-22
4 断面計画	Ⅱ-22
5 仕上計画	Ⅱ-23
6 構造計画方針	Ⅱ-24
7 電気設備方針	Ⅱ-25
8 機械設備方針	Ⅱ-27
9 基本計画図	Ⅱ-30
10 概算事業費	Ⅱ-32

第4章 事業実施に向けて

1 事業工程計画	Ⅱ-33
2 事業実施の課題	Ⅱ-34

「障がい」の表記について

各務原市では、「障害者」を「障がい者」「障がいのある人」などと表記して、「害」の字が持つマイナス（否定的）イメージが与える不快な心情を和らげるなど、障がい者の人権尊重を推進するとともに、行政のこうした取り組みを通じて障がい者や障がい福祉に対する市民の理解を促進し、共生社会の実現を目指しています。

本計画書では「害」の字を可能な限りひらがなで表記することとしています。ただし、法令や条例等に基づく法律用語や既存の計画、団体等の固有名称等については、これまで通り「害」の字を使っているケースがあります。このため、本計画書では「がい」と「害」の字が混在する表記となっています。

第 I 編 基本構想

第 1 章 特別支援学校整備の背景

1. 策定の趣旨

本市において、新たな特別支援学校を整備するに至った背景として、現在の各務原特別支援学校は、知的障がいのある高等部の生徒のみを対象としたものであるため、小中学部の児童生徒及び知的障がい以外の障がいがある高等部の生徒は、市外の特別支援学校等に通学しているという状況がある。すべての市民が、お互いに尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、かねてより要望のあった小・中・高一貫であり、知的障がいに加え、肢体不自由や病弱の児童・生徒を対象とした特別支援学校を整備するための基本構想を策定するものである。

策定にあたっては、岐阜地域及び市内の教育、福祉分野の関係者により構成する「各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会」を設置し、特別支援学校に期待される教育活動はもとより、市内の小中学校における特別支援教育や福祉サービスとの連携など、切れ目ない支援体制の構築に向けた今日的課題などについて、幅広く意見交換を行った。

本構想は、共生社会の実現に向けた新たな学びの場づくりを目指し、同委員会における様々な意見を踏まえ、新学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」、教育と福祉の連携による支援の重要性など、特別支援学校の目指すべき姿や地域において特別支援学校が果たす役割を整理し、整備の基本理念と方向性をまとめたものである。

2. 特別支援教育の充実に向けた取組（国動向、県動向）

(1) 新学習指導要領の改訂概要

①改訂の基本的な考え方

- ・教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ・知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成30年度改訂の学習指導要領等の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ・道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

②育成を目指す資質・能力の明確化

③「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

④各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

⑤言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実など

- (2) 新学習指導要領の理念(特別支援学校小学部・令和 2 年度～以降順次施行)
よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ①社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ②これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③教育課程の実施に当たっては、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

(3) 第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン

(第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画)

【位置付け】 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく法定計画

【計画期間】 平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間

【目 的】 県の障がい者施策推進に当たっての基本的な考え方や実施施策等を包括的に記述するとともに、障がい者及び障がい児を対象とした障害福祉サービスの提供体制の確保のための方策やその質の向上のために講ずる措置を定め、今後の障がい者施策の総合的な推進を図ろうとするもの

【基本目標】 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます

【概 要】 障害者基本法第 11 条第 2 項に基づき策定を要する「県障害者計画」と、障害者総合支援法第 89 条及び児童福祉法第 33 条の 22 に基づき策定を要する「県障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を総合的に推進するため一体的に策定するものであり、障がい者の自立支援と社会参加に必要な施策と、障害福祉サービス等の見込量並びにその確保に向けた方策等を定めるもの

第 2 章 特別支援学校の特性・関連計画等

1. 特別支援学校に求められる教育環境

新たに整備する特別支援学校は、小学部、中学部、高等部と幅広い年齢の児童生徒が 12 年間にわたり学習する場であることから、その教育活動においては、児童生徒の発達段階を考慮し、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服して自立し、社会参加する資質を養うため、組織的かつ計画的に行うとともに、家庭との連携を図りながら児童生徒の学習習慣の確立を図る指導を行っていく必要がある。

特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項が示された「特別支援学校施設整備指針」並びに地域の実情を踏まえ、特別支援学校に求められる基礎的な教育環境を整備する。

2. 目指すべき学校の姿

これまで各務原特別支援学校が大切にしてきた「教育目標」、「教育の重点」を継承しつつ、新たに小学部、中学部を設置することから、今後充実を図る教育機能を次のとおりとする。

- ・ 児童生徒の生きる力の育成を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じ、個々の能力や可能性を最大限に引き出すことができる学校
- ・ 将来の自立・社会参加を目指した教育課程のもと、保護者、関係機関等と連携して児童生徒一人一人の自己実現を目指す学校

- ・ 安全・安心な教育環境のもと、児童生徒自身が楽しく豊かに学ぶことができる学校

- ・ 保護者、市民に開かれ、共生社会の実現を目指す学校
- ・ 保護者、市民、小中学校教職員に対する特別支援教育に関する情報提供や啓発等、本市の特別支援教育の拠点としての役割を果たす学校

3. 関連計画の整理

特別支援学校は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する施設である。特別支援学校における整備の考え方としては、本市、岐阜県、国における取組等を参考に、以下のように整理する。

各務原市第 4 次障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画（障がい者スマイルプラン）

重点目標 1 共生社会の実現に向けた合理的配慮の取り組みの推進

～障害者権利条約批准への対応～

重点目標 2 支援対象の範囲拡大への対応

～関係機関との連携と情報・支援技術の共有～

重点目標 3 災害時における支援体制の確立

～障がいの特性に応じた避難体制の確立～

重点目標 4 就労の場の提供と、受入側への支援強化

～障がいのある人の就労支援～

重点目標 5 住まいと暮らしの場の確保と、地域生活支援

～誰もが幸せに暮らせるまちづくりに向けて～

第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン（平成 30 年度～令和 2 年度）

分野別施策 II-1 教育の充実

⇒ 教育環境の充実、教育の専門性の向上、発達障がい児童生徒の支援、職業教育の充実、学校の再整備

特別支援学校施設整備指針 H28.3 文部科学省

1. 特別支援教育を推進するための施設環境の整備
2. 高機能かつ多機能で変化に対応し得る施設環境の整備
3. 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
4. 地域の生涯学習やまちづくりの核として地域と連携した施設環境の整備



【施設整備に向けた考え方】

- 一人一人の教育的ニーズへの対応
- センター的機能を推進するための施設
- 地震、浸水等の災害に対する安全性の確保
- 学校、家庭、地域の連携協力

第 3 章 整備の必要性

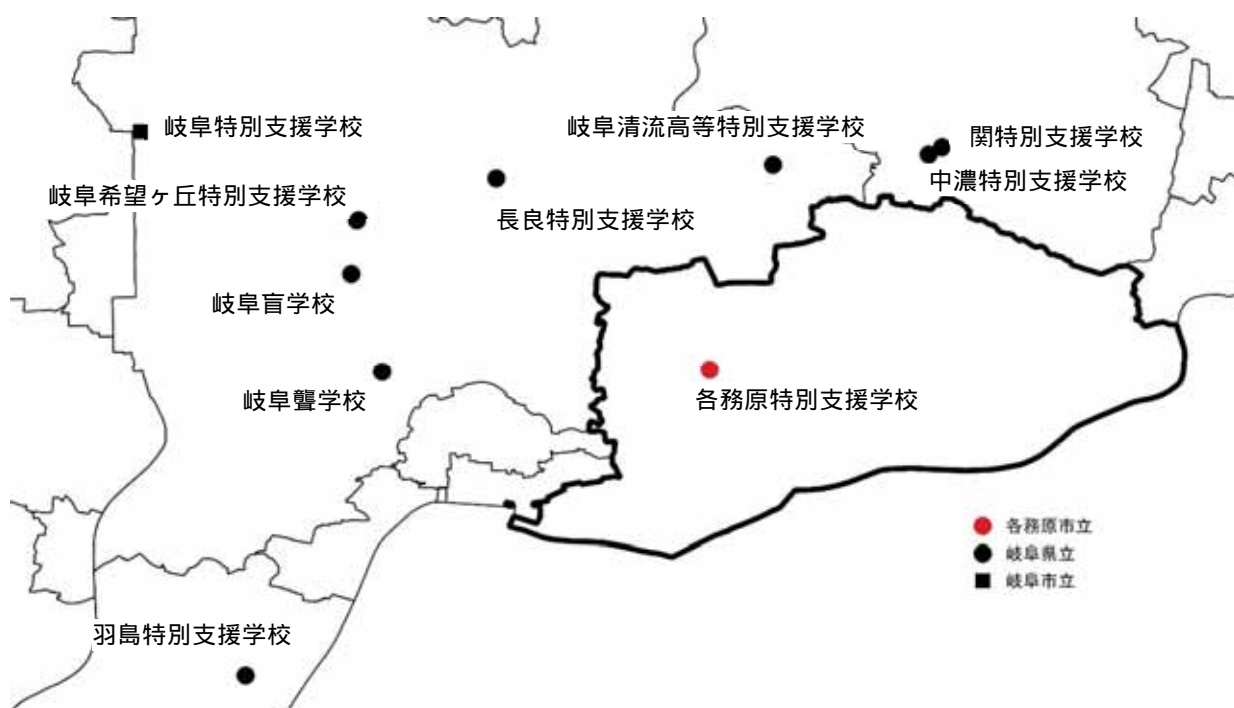
1. 各務原市周辺における特別支援学校の整備状況

特別支援学校では、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、特性に応じた専門的な教育が行われている。各務原市周辺には、それぞれの障がいの種別に対応した岐阜県立の特別支援学校が 8 校あり、市内には、知的障がいのある高等部の生徒を対象とした、各務原市立各務原特別支援学校 1 校が設置されている。

下記の表は、令和 2 年度の各務原特別支援学校以外の特別支援学校に就学している市内在住の児童生徒数を示しており、合計で 134 人の市内在住の児童生徒が市外(県立)の特別支援学校に通学する状況となっている。

■ 特別支援学校に通学する市内在住の児童生徒数(令和 2 年 5 月 1 日時点) (単位:人)

学校名	対象とする障がい	小学部						小学部計	中学部			中学部計	小中計	高等部			高等部計	学校計
		1	2	3	4	5	6		1	2	3			1	2	3		
各務原特別支援学校	知的障がい							0				0	0	17	13	19	49	49
市内計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	13	19	49	49
岐阜盲学校	視覚障がい	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	3	4
岐阜聾学校	聴覚障がい	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	1	3	4
長良特別支援学校	病弱	1	1	0	0	1	0	3	0	0	1	1	4	2	0	0	2	6
岐阜希望ヶ丘特別支援学校	肢体不自由	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	3	0	0	0	0	3
関特別支援学校	肢体不自由 病弱	0	2	3	2	0	1	8	3	3	1	7	15	2	3	1	6	21
中濃特別支援学校	知的障がい	3	7	0	2	4	3	19	13	5	7	25	44	4	4	4	12	56
羽島特別支援学校	知的障がい 肢体不自由 病弱	5	1	1	0	3	0	10	2	2	0	4	14	1	1	1	3	17
岐阜清流高等特別支援学校	知的障がい							0				0	0	5	9	9	23	23
市外計		11	11	5	4	8	4	43	18	11	10	39	82	15	20	17	52	134
合計		11	11	5	4	8	4	43	18	11	10	39	82	32	33	36	101	183



■ 市内及び周辺の特別支援学校

各務原市周辺における岐阜県立特別支援学校の整備状況から、市内にある特別支援学校は、市立で知的障がいのある生徒を対象とした高等部のみであり、肢体不自由や病弱の生徒、小中学部の児童生徒を受け入れる特別支援学校は、市内には無い状況となっている。

【参考】市内在住の対象者数（令和 2 年 5 月 1 日時点）
 市内在住で特別支援学校への就学が見込まれる児童生徒数（A+B+C）
211人（小学生62人、中学生48人、高校生101人）
 (A) 市外の特別支援学校へ通学している児童生徒数
134人（小学生43人、中学生39人、高校生52人）
 (B) 各務原特別支援学校（高等部）へ通学している生徒数
49人
 (C) 地元の小中学校へ通学している児童生徒数
28人（小学生19人、中学生9人）

■障がい種別（主障がい）ごとの内訳（令和 2 年 5 月 1 日時点）（単位：人）

	小	中	高	計
知的障がい	45	37	86	168
肢体不自由	10	10	5	25
病 弱	5	1	4	10
視覚障がい	1	0	3	4
聴覚障がい	1	0	3	4
合計	62	48	101	211

2. アンケート結果

(1) アンケートの概要

①目的

各務原市の新たな市立の特別支援学校の整備に向け、規模や機能、あり方について検討する際の基礎資料とすることを目的に、関係する小中高生及び未就学児の保護者、教員、PTA 役員に対して、アンケートを実施した。

②実施時期：令和 2 年 7 月中に配布、回答期限 8 月 17 日

③調査対象

対象者		対象数
小中 高生	特別支援学校に通う児童生徒	174
	特別支援学級に通う児童生徒	360
未就 学児	福祉の里の利用者 「つくし」福祉型児童発達支援センター 「たんぼぼ」医療型児童発達支援センター	59
	「つくし」「たんぼぼ」を利用していないが手帳を取得している方 (福祉の里以外のサービスを利用されていると考えられる方)	22
小計		615
その 他	小中学校及び各務原特別支援学校の教員（各学校3名）	78
	小中学校のPTA役員（各学校3名）	75
小計		153
合計		768

児童発達支援事業を行う福祉の里「さくら」の窓口にも設置し、興味のある方に配布

④アンケート回収状況

アンケート調査の回収状況を以下に示す。

	保護者	教員	PTA役員
配布票数（票）	615	78	75
回収票数（票）	275	76	51
有効回収票数（票）	275	76	51
回収率（％）	44.7	97.4	68.0

(2) アンケート結果のまとめ

特別支援学校に関係する小中高生及び未就学児の保護者、市内小中学校及び現特別支援学校の教員、市内小中学校のPTA役員に対して実施したアンケートの結果を以下に整理する。

【児童生徒の状況】

- ・現在、市内外の特別支援学校に通う児童生徒について、主たる障がい種別の7割以上は知的障がいである。未就学児及び特別支援学級に通う児童生徒を含めると、発達障がいなども含まれるため、知的障がいが6割程度となる。
- ・障がいの程度は、障害者手帳を取得していない割合が4分の1、身体障害者手帳が4分の1、療育手帳が2分の1程度となっており、その半数（全体の4分の1）をB2（軽度）が占めている。精神障害者保健福祉手帳の割合は、非常に低い。

【現在の通学状況】 特別支援学校に通学している児童生徒を対象

- ・通学先の学校の施設については、立地（周辺環境）や教室、作業学習を行う特別教室に満足している割合が高い。
- ・現在の通学方法は、スクールバスが最も多く33%、次いで自転車、徒歩が26%である。
- ・通学時間は、各務原特別支援学校に通う生徒では、30分以上が40%、そのうち、1時間以上が3%となっている。一方で、市外の特別支援学校に通う生徒では、30分以上が56%、そのうち、1時間以上が8%となっている。

【新しい特別支援学校に求められる内容】

- ・学校の場所については、将来的な自立に向けて自力での通学が期待されることから、公共交通機関の駅（バス停）に近いことが重視されており、一方で市街地の周辺にあることや既存の小中学校の近くにあることは、それほど重視されていない。（ただし、自由記入欄には、小中学校や地域との交流を求める意見は多い。）
- ・敷地利用については、当然のことながら校舎を最優先と考えた回答が最も多いが、特別支援学校特有の事情として、次いで駐車場の優先順位が高くなっている。
- ・通学方法については、場所の選定における結果にも表れているが、立地的に可能であれば自身での通学を希望しており、難しい場合にはスクールバスを利用するという意見が多くなっている。

3 . 特別支援学校整備の必要性

【学校整備の必要性】

市外の特別支援学校への通学は、遠隔となり児童生徒及び保護者の身体的・精神的な負担が大きいこと

通学の困難さや家庭事情から支援の判定と合致していない地元小中学校を選択せざるを得ないこと

地元小中学校では障がいの程度の重い児童生徒がその実態に応じた教育が十分に受けられないこと

長年、保護者の方々から特別支援学校の市内設置の要望があること

増加傾向にある特別支援教育が必要な児童生徒を地域全体で受け入れることは、インクルーシブ教育の推進に向けて、障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても共生社会の形成に向けて経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義を有する。

また、特別支援学校は、在籍する障がいのある児童生徒に対する指導以外に、地域において特別支援教育を推進する「センター的機能」を有している。具体的な機能として、地域の学校や幼稚園、保育所等に在籍する障がいのある幼児、児童生徒の指導方法の助言や、特別支援教育に関する情報提供、本人、保護者に対する教育相談等がある。特に早期支援の観点から、就学前、義務教育段階における相談が多くなってきており、市立特別支援学校の小・中学部の設置により、保育所・幼稚園、小・中学校の教職員や保護者等が相談する場の拡充を図ることができる。

既存の高等部と小中高一貫として整備することで、切れ目のない支援を行うことができるようになり、市内における特別支援教育の更なる充実につながる。また、遠隔地への通学に伴う早朝からの登校準備など、児童生徒や保護者にかかっていた負担が軽減されることにつながる。

【期待される効果】

- ・ 障がいの状態、特性及び発達段階等に応じたきめ細やかで専門的な教育の充実
- ・ 児童生徒や保護者の負担軽減と身近な地域で教育を受けられる安心感
- ・ 小中高の一貫校とすることによる切れ目のない指導の実施
- ・ 未就学児の通う児童発達支援センターや幼稚園・保育所等との連携の強化
- ・ 障がいのある児童生徒と地域の学校や住民等との交流の機会が増加することによる地域社会における障がい者理解の推進
- ・ 特別支援のセンター的機能の強化

第 4 章 基本理念・基本方針

1. 基本理念

各務原らしい特色ある特別支援教育の実践

2. 基本方針

1. 特別支援学校に通う児童生徒の増加に対応し、市内に専門的指導・支援のニーズに応える学びの場の拡充を図る。
2. 特別支援学校と小・中学校の児童生徒同士が日常的に関わり合い、地域とのつながりを深め、相互理解を深める開かれた学校を整備する。
3. 特別支援教育の充実を目指し、学校・幼稚園、保育所、保護者、地域社会に対し、総合的に特別支援教育を推進するための拠点機能の拡充を図る。

3. 学校規模

(1) 対象とする障がい種別

既存の各務原特別支援学校は知的障がい者の高等部の生徒のみを対象としているため、小・中学部及び知的障がい以外の障がい種別の児童生徒は、市外（県立）の特別支援学校への通学を余儀なくされている。

そのため、新たに整備する特別支援学校では、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定される視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者のうち、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者について、小・中学部、高等部を対象とする。

■新たな特別支援学校で対象とする障がい種別

設置学部 障がい種別	小学部	中学部	高等部
視覚障がい者	—	—	—
聴覚障がい者	—	—	—
知的障がい者	●	●	●
肢体不自由者	●	●	●
病弱者	●	●	●

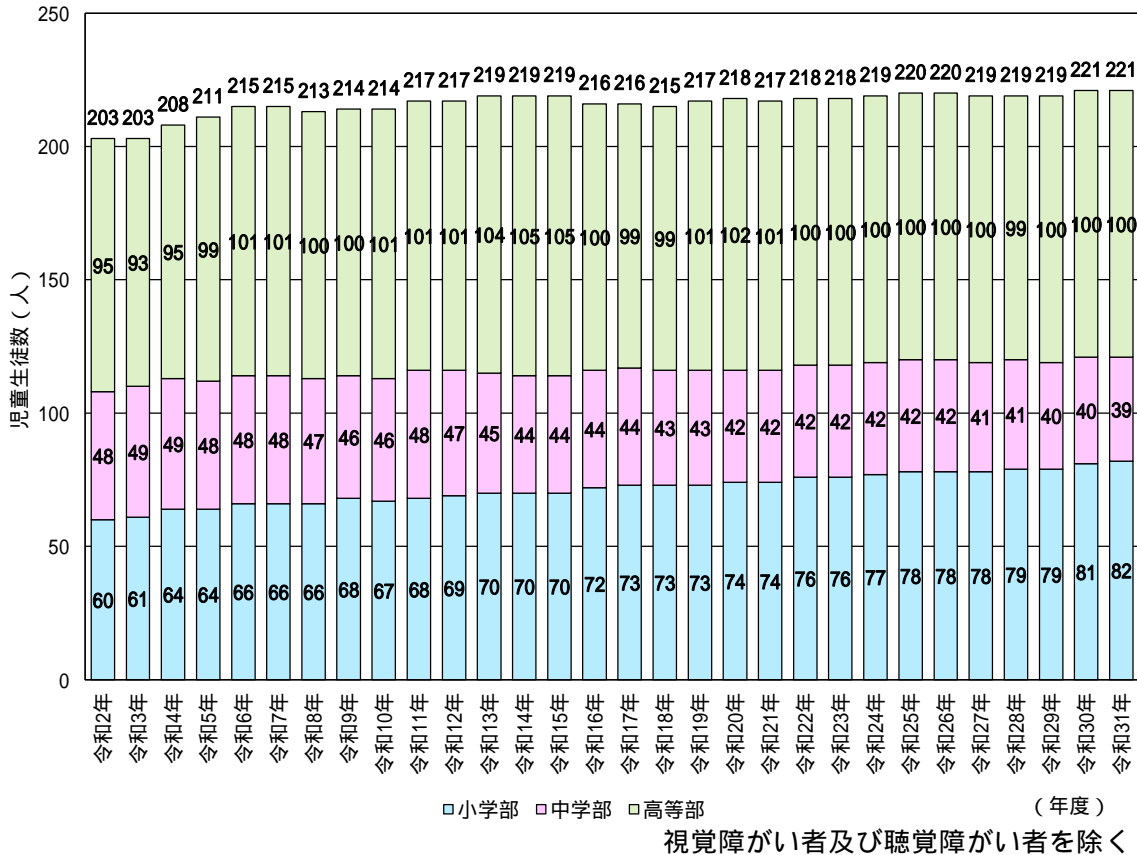
グレー着色は、既存の各務原特別支援学校の対象種別

また、設置する学級については、本市周辺に様々な障がい特性に対応した特別支援学校が設置されていることから、それらの事例を参考に、新たに整備する特別支援学校では、それぞれの障がい種別の単一の障がいによる「通常学級」と複数の障がい種別を有する「重複学級」をバランス良く設置する。

(2) 児童生徒数の規模の推計

設置する学校の規模を想定するにあたり、特別支援学校に在籍する本市在住の児童生徒数（視覚障がい者及び聴覚障がい者を除く）に対し、全国的な増加傾向を加味して、将来の特別支援学校の在籍者数を推計した。

今後、年少人口の減少傾向に対し、これまでの特別支援学校への在籍率の増加傾向が続くと仮定した場合、今後 30 年は最大で 220 人前後で推移する結果となった。



■ 各務原市における特別支援教育が必要な児童生徒数の推計

これを踏まえ、新たに整備する特別支援学校の受け入れ規模を定員 250 名程度とし、小・中学部の通常学級は 1 学級あたり 6 人、高等部の通常学級は 1 学級あたり 8 人とし、重複学級は 1 学級あたり 3 人とする。また、県立羽島特別支援学校（通常 34 学級、重複 11 学級）の事例を参考に、通常学級と重複学級の比率を 3：1 程度とする。

■ 学校規模の整備概要

対象とする障がい種別	学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定される障がい種別のうち、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者
設置学部（学級種）	小学部・中学部・高等部 （通常学級、重複学級）
学級数	小学部 通常 13 学級、重複 5 学級（6 学年児童数計 93 名まで） 中学部 通常 7 学級、重複 3 学級（3 学年生徒数計 51 名まで） 高等部 通常 13 学級、重複 5 学級（3 学年生徒数計 119 名まで） 合計 通常 33 学級、重複 13 学級（最大）263 名

定員は、1 学級あたり通常学級：小・中学部 6 人、高等部 8 人、重複学級：3 人で計算

第 5 章 整備方針・建設場所

1. 建設候補地の検討

(1) 検討にあたっての条件設定

特別支援学校の施設候補地を選定するにあたり、定員数や他市の事例を参考に条件設定を行った。以下に、検討条件と各候補地における諸元一覧を示す。

【検討条件】

- ・生徒数：250 人を想定（小・中・高一貫校）
- ・対象種別：知的障がい者、肢体不自由者、病弱者
- ・敷地面積：約 30,000 m²を想定
- ・事業費：建設費、用地取得費は各案で同等と仮定（造成・擁壁や補償費等は比較対象）
- ・「特別支援学校施設整備指針 H28.3 文部科学省」（以下、指針とする）
- ・以下の 4 つのエリアを候補地として、比較検討を行う。

A エリア	中央小・中学校、東海中央病院周辺
B エリア	鵜沼中学校、鵜沼市民サービスセンター周辺
C エリア	鵜沼第一小学校、名鉄鵜沼宿駅周辺
D エリア	稲羽中学校、航空宇宙博物館周辺



第 I 編 基本構想

■各候補地の諸元一覧

候補地		A	B	C	D
所在地		各務原市各務西町	各務原市鷺沼羽場町	各務原市鷺沼西町	各務原市上戸町
地区区分		蘇原地区	鷺沼地区	鷺沼地区	稲羽地区
都市計画マスタープランでの位置付け	区域区分	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
	主要課題地区の方針	・緑地の保全とともに、工業系をはじめとした有効な土地活用を積極的に検討する(各務山地区・土地利用検討地域)	・主要な歴史資源地区を結び「各務野歴史街道」と位置付け、沿道景観の形成を図る(歴史街道地区)	・幹線道路沿道の交通利便性を活かし、商業系を中心とした土地利用の展開を図る(鷺沼西町地区・土地利用検討地域)	該当なし
土地利用の位置付け	景観面・文化面	・重点風景地区(市民会館周辺地区) ・景観計画での位置づけ:にぎわい地区		・埋蔵文化財(真名越北遺跡)	・重点風景地区(各務原大橋通り沿線地区) ・景観計画での位置付け:市街化調整区域(道路境界より30mまでの区域)
	防災面	・建築基準法第22条区域	・建築基準法第22条区域	・建築基準法第22条区域	・建築基準法第22条区域
ハザードマップ上の位置付け			・土砂災害警戒区域 ・ため池浸水区域(泳池、奥池・母池)	・ため池浸水区域(翠池、大安寺新池)	・土砂災害警戒区域に近接 ・洪水浸水区域(浸水深2.0m~5.0m)
標高(周辺との高低差) (地理院地図より)		・高低差 3m前後	・高低差 3m前後	・高低差 1m前後	・高低差 1m前後
アクセス (公共交通)		・駅なし ・バス:8路線、7停留所(500~1,000m圏内)	・羽場駅(約500~1000m圏内) ・バス:4路線、4停留所	・鷺沼宿駅(約200~500m圏内) ・バス:2路線、1停留所	・駅なし ・バス:1路線、2停留所
周辺施設 (半径500m以内)		・中央小学校 ・中央中学校 ・子苑第二幼稚園 ・市民会館・市民ホール ・中央ライフデザインセンター(公民館) ・中央ライフデザインセンター図書館 ・赤星第一公園 ・赤星第二公園 ・東島池公園 ・各務原スポーツ広場 など ・コバンスポーツクラブ ・コバンフットサルクラブ など	・鷺沼中学校 ・うぬま第二幼稚園 ・各務原市 鷺沼福祉センター ・鷺沼市民サービスセンター ・うぬま子ども館 ・東保健相談センター ・つつじが丘ふれあいセンター ・鷺沼地区体育館 ・松田公園 ・松田西公園 ・松田南公園 ・羽場公園 ・母池公園 ・衣裳塚古墳 ・坊の塚古墳 ・愛宕神社 など ・駅周辺に商業施設多数あり	・鷺沼第一小学校 ・鷺沼中保育所 ・衣裳塚古墳 ・坊の塚古墳 など ・イオンタウン ・国道21号沿いに商業施設多数あり ・射幸心を刺激する娯楽施設(パチンコ店)あり	・稲羽中学校 ・西洞山古墳群 ・天神社 など ・工業地

(2) 候補地の選定基準

施設候補地の選定に際しては、施設整備の基準となる①指針（校地計画）に示される項目に加えて、円滑な事業推進が重要と考えられることから、経済性や合意形成の円滑性を指標とする②事業性を評価指標とする。また、長期的な視点に立つ必要性から、計画地周辺の将来動向について、都市計画上の位置づけを加味する③将来性の指標を用いて、3つの評価指標を設定し、比較検討を行った。

配点については、指針に記載された項目については、評価指標の有効性に関する記述をもとに、「重要なもの」を30点、「望ましいもの」を20点、「必要に応じて」を10点とした。また、指針以外の項目については、事業の円滑な推進が望ましいことから、「事業性」の項目をそれぞれ20点、「将来性」については、不確実性があることから10点の配点とした。

■評価項目一覧

指標	項目	考え方	配点	小計	
指針 (校地計画)	防災性	危険区域の有無(ため池)	危険区域外であるか、対策可能か	10	30
		" (洪水)	"	10	
		" (土砂災害)	"	10	
	利便性・安全性	公共交通の有無	鉄道駅、バス停が近くにあるか	5	30
		通学経路の安全性	頻繁な車の出入りがないか、安全な駅か	15	
		危険埋蔵物・汚染土壌の有無	敷地内に危険埋蔵物等がないか	10	
	周辺環境	緑地、公園、文化的施設等の有無	健康で快適な環境か	4	20
		騒音、振動、臭気等の有無	工場の有無、騒音等がないか、航空自衛隊岐阜基地からの距離	8	
		風俗・娯楽施設等の有無	射幸心を刺激する施設がないか	8	
	地域交流	学校の有無	他校との交流	3	10
		保育園・幼稚園の有無	園児との交流	2	
		高齢者施設の有無	高齢者との交流	2	
		医療機関、福祉施設等の有無	病院や関係機関との連携	3	
	敷地条件	敷地形状、面積確保	正方形に近い形状で30,000㎡程度確保可能か	10	20
将来のニーズ変化における拡張性		将来のニーズ増加にともなう拡張が容易か	10		
事業性	経済性	造成工事の必要性	高低差の有無、その他造成の必要性	10	20
		建物補償の有無	建物補償の有無	10	
	合意形成	地権者等との合意形成	合意形成に支障となる課題が想定されるか	20	20
将来性	都市計画	土地利用及び構想	土地利用構想から将来における環境の変化を考慮	10	10
			合計	160	

比較表における各項目の◎、○、△の点数の考え方は以下の通り。

◎：満点、○：◎の1/2点、△：0点

第I編 基本構想

アンケート調査の結果からも防災面や公共交通は重視される傾向があり、地域交流について一定の意見はあるものの、比較的重視されていない傾向があるため、配点は妥当である。本構想における評価指標と「特別支援学校施設整備指針 H28.3 文部科学省 第2章 第1節 校地計画」における検討項目との対応を以下に整理する。

■特別支援学校施設整備指針における検討項目と該当指標

大項目	中項目	内 容	重要性	該当指標
校地環境	安全な環境	自然災害に対する安全性	高	防災性
		安全な地盤であり、危険な埋蔵物や汚染のない土壌	高	利便性・安全性
		危険な高低差や池等がない安全な地形	高	利便性・安全性
		自然地形を生かし、過大な造成を避ける	中	過大な造成なし
		校地に接する道路幅員に配慮し、緊急避難や緊急車両の進入等に支障のない敷地	高	特に問題なし
		死角を避け、見通しの良い地形	中	利便性・安全性
	健康で快適な環境	良好な日照及び空気、排水の便が良好（病弱対応）	高	支障なし
		見晴らしや景観が良好、近隣に緑地・公園・文化的施設等がある	低	周辺環境
		（幼稚部）幼児の活発な運動を促す地形や樹木等がある	中	幼稚部対象外
	適切な面積及び形状	将来の施設需要に十分対応できる敷地面積	中	敷地条件
		他の特別支援学校等を同一敷地内に併置する場合、それらの施設整備との関連に留意し必要面積を確保 校舎、屋外運動場の適切且つまとまった配置	高 中	併置予定なし 敷地条件
	周辺環境	安全な環境	頻繁な車両の出入りやその他危険な施設がない	高
騒音、振動、臭気等を発生する工場や施設等がない			高	周辺環境
教育上ふさわしい環境		共同利用施設や公園に近接	低	地域交流
		学校間の連携、地域施設とのネットワーク 関連ある医療機関、福祉施設と連携しやすい位置	低	地域交流
		風俗関連施設や射幸心を刺激する施設等がない	高	周辺環境
通学環境	通学区・通学方法との関連	生徒の居住分布や特性に配慮した疲労を感じない程度の通学距離、保護者やスクールバス等による送迎など交通利便性への考慮	中	利便性・安全性
		他校や関連施設との連携を考慮した移動経路・方法	中	地域交流
	通学経路	交通頻繁な道路や踏切を避ける、防犯上から死角が多い場所や一通りの少ない場所を極力さける	中	利便性・安全性
		通学経路周辺の住民や関係機関等に対する理解と協力を求め、周辺地域への影響に配慮 標識や誘導設備等の環境整備	中 中	利便性・安全性 利便性・安全性

※重要度 高：必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの

※重要度 中：より安全に、より快適に利用できるように備えることが望ましいもの

※重要度 低：必要に応じて付加・考慮するもの

※灰色着色：検討対象外

上記に加え、本市における事業性や地域特性の観点から以下の項目も加えて、比較検討を実施する。

- ・経済性：建物補償の有無
- ・合意形成：事業の早期実現性、土地利用の変更
- ・都市計画：都市計画における将来的な位置付け



第 I 編 基本構想

(3) 候補地選定の比較検討

候補地		Aエリア					Bエリア				
所在地		各務西町地内					鶴沼羽場町地内				
指標	項目	配点	考察	評価	得点	得点率	考察	評価	得点	得点率	
指針 (校地計画)	防災性	危険区域の有無(ため池)	10	該当なし		10	100%	浸水区域あり(泳池、奥池・母池) (道路面高さが浸水深50cm以下のため対策可)	○	5	67%
		危険区域の有無(洪水)	10	該当なし		10		該当なし		10	
		危険区域の有無(土砂災害)	10	該当なし		10		土砂災害警戒区域あり (土石流の高さは25cm以下のため対策可)	○	5	
	利便性・安全性	公共交通の有無	5	・付近には駅なし ・バス:8路線、7停留所(500~1,000m圏内)		5	83%	・名鉄羽場駅(約500~1000m圏内) ・バス:4路線、4停留所		5	75%
		通学経路の安全性	15	歩道が整備されており、交通量もそれほど多くない。また公共施設等(警察署、市民会館等)が多く、見守りによる安全が図られる。		15		鶴沼中-羽場駅間の道路で一部歩道が未整備であることに注意		7.5	
		危険埋蔵物・汚染土壌の有無	10	雑種地であり調査が必要	○	5		農地のため問題ないと想定される		10	
	周辺環境	緑地、公園、文化的施設等の有無	4	付近に該当施設なし		0	60%	歴史街道地区		4	100%
		騒音、振動、臭気等の有無	8	一部に工場、採石場あり		4		対象施設なし		8	
		風俗・娯楽施設等の有無	8	対象施設なし		8		対象施設なし		8	
	地域交流	学校の有無	3	中央小、中央中		3	80%	鶴沼中		1.5	70%
		保育園・幼稚園の有無	2	子苑第二幼稚園		2		うめま第二幼稚園、合歡の木幼稚園		2	
		高齢者施設の有無	2	付近に該当施設なし		0		特別養護老人ホームDANKE		2	
		医療機関、福祉施設等の有無	3	東海中央病院		3		東保健相談センター		1.5	
	敷地条件	敷地形状、面積確保	10	敷地の高低差が大きく、校舎やグラウンド面の造成面に段差が生じるため、擁壁や法面からの転落の恐れがある		5	50%	可能		10	100%
		将来のニーズ変化における拡張性	10	開けた土地はあるが、民家等が点在している		5		開けた土地で敷地に余裕あり		10	
一次選定		110	当該地区は、付近の停留所に停車するバス路線が多く交通の便が良い。また、学校等に加え、病院や警察署などの公共施設等が立地しており、交流性が良い。一方で、周辺に工場や採石場が立地するなど、周辺環境が若干劣る。また、敷地内に段差が生じ、特別支援学校として、安全面で懸念がある。	合計	85.0	77%	当該地区は、開けた空間で駅も近い。生徒の安全・快適な利用が見込まれる。また、中学校、幼稚園、老人ホーム、歴史街道地区等があり、交流性が良い。一方で、土砂災害やため池浸水のハザードマップに該当するため対策が必要となる。	合計	89.5	81%	
			○				○				
事業性	経済性	10	造成工事の必要性		0	25%	高低差 1~3m前後、要造成 ため池浸水対策で盛土が望ましい		0	50%	
		10	建物補償の有無	○	5		建物は回避可能である		10		
	合意形成	20	雑種地で市街化区域に近い。建物、駐車場、グラウンド等の支障移転が含まれる。一部の地権者への意向調査において、難色を示される方あり。		0	0%	農地として利用されており、農業振興地域のため、個人での農地以外の土地活用は不可。一部の地権者への意向調査において、難色を示される方なし。		20	100%	
将来性	都市計画	10	未定		10	100%	歴史・文化・景観等に配慮した交流拠点の形成		10	100%	
二次評価		160	事業性や将来性の観点から、市街地に近い立地であるため、意向調査により用地交渉や補償が難航した場合には、整備スケジュールの長期化など事業実施の円滑性に支障が生じる恐れあり。	合計	100.0	63%	事業性や将来性の観点から、支障となる物件は無く、一般的に農地は用地交渉の際に取得しやすいと考えられることから、整備スケジュールに対する事業実施の円滑性に懸念は少ない。	合計	129.5	81%	
			○								

Cエリア				Dエリア			
鷺沼西町地内				上戸町地内			
考察	評価	得点	得点率	考察	評価	得点	得点率
浸水区域あり(翠池・大安寺新池) (道路面高さで浸水深50cm以下のため対策可)	○	5	83%	該当なし		10	50%
該当なし		10		浸水深さ2m～5m		0	
該当なし		10		土砂災害区域に近接 (通学経路が区域内を通る可能性あり)	○	5	
・名鉄鷺沼宿駅(約200～500m圏内) ・バス:2路線、1停留所		5	50%	・付近には駅なし ・バス:1路線、2停留所		2.5	67%
鷺沼宿駅は踏切内の島式ホームであるため、安全性に懸念がある。他施設との交流の観点では、踏切を跨ぐ可能性がある。		0		工業団地が付近にあり、大型車や通勤時の交通量が多いと想定される		7.5	
農地のため問題ないと想定される		10		農地のため問題ないと想定される		10	
付近に該当施設なし		0	40%	西洞山古墳群		2	50%
対象施設なし		8		工業地あり、航空自衛隊岐阜基地の騒音対策における1種地域		0	
射幸心を刺激する施設(パチンコ店)あり		0		対象施設なし		8	
鷺沼第一小		1.5	55%	稲羽中		1.5	15%
鷺沼中保育所		2		付近に該当施設なし		0	
特定施設オークヒルズ各務野老人福祉施設		2		付近に該当施設なし		0	
付近に該当施設なし		0		付近に該当施設なし		0	
可能		10	100%	可能		10	75%
開けた土地で敷地に余裕あり		10		開けた土地はあるが、工場の従業員用駐車場やソーラーパネルなどが点在している		5	
当該地区は、比較的開けた空間で駅も近いいため、利便性は高い。 一方で、線路に近接したエリアであるとともに、駅が島式ホームのため、乗降時の踏切内での列車との接触など安全性に懸念がある。	合計	73.5	67%	当該地区は工業地域で航空自衛隊基地があるため、騒音等の懸念がある。 また、洪水時の浸水深が大きく、敷地内の対策だけでは周囲から孤立する可能性もある。 当該地区を活用するには近隣業者との連携が不可欠等、課題・問題点が多い。	合計	61.5	56%
駅の安全性、線路(進入防止柵無し)に近接のため×				浸水に対する対策が過大となるため×			

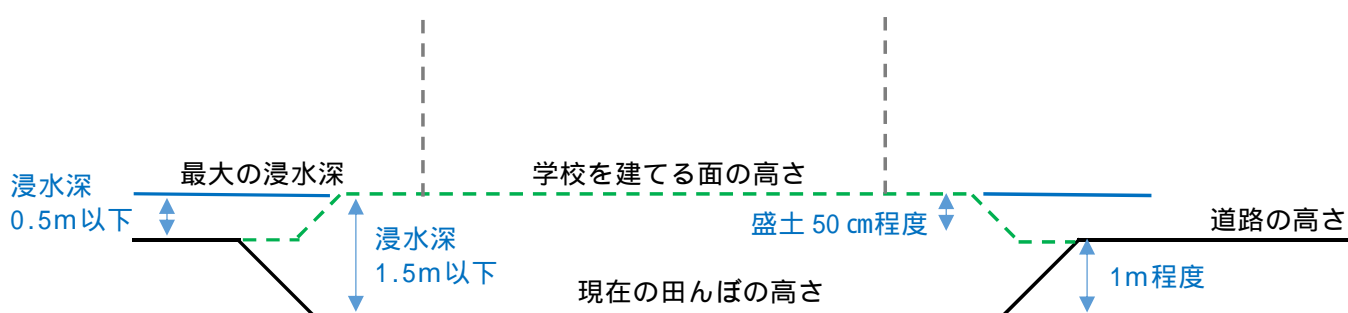
(4) 建設場所について

A～Dエリアの建設候補地について、検討委員会における議論及び比較検討の結果、建設場所は、Bエリアに決定した。

主な選定理由は、以下の通りである。

- ・名鉄羽場駅から約 600m の距離に位置することから、高等部生徒の自力通学に利便性が良い。
- ・鵜沼中学校、八木山小学校、鵜沼第二幼稚園、うぬま子ども館等が近くにあり、交流活動が期待できる。
- ・自然豊かな地域であり、周辺の山などが生活学習体験を行うにあたり良い題材となる。
- ・土砂災害やため池浸水のハザードマップの該当地域であるが、50cm 以上の盛土による敷地造成等により対処可能である。
- ・整備の支障となる物件が少なく、現況が農地であるため、用地取得が容易である。

■造成による対応イメージ

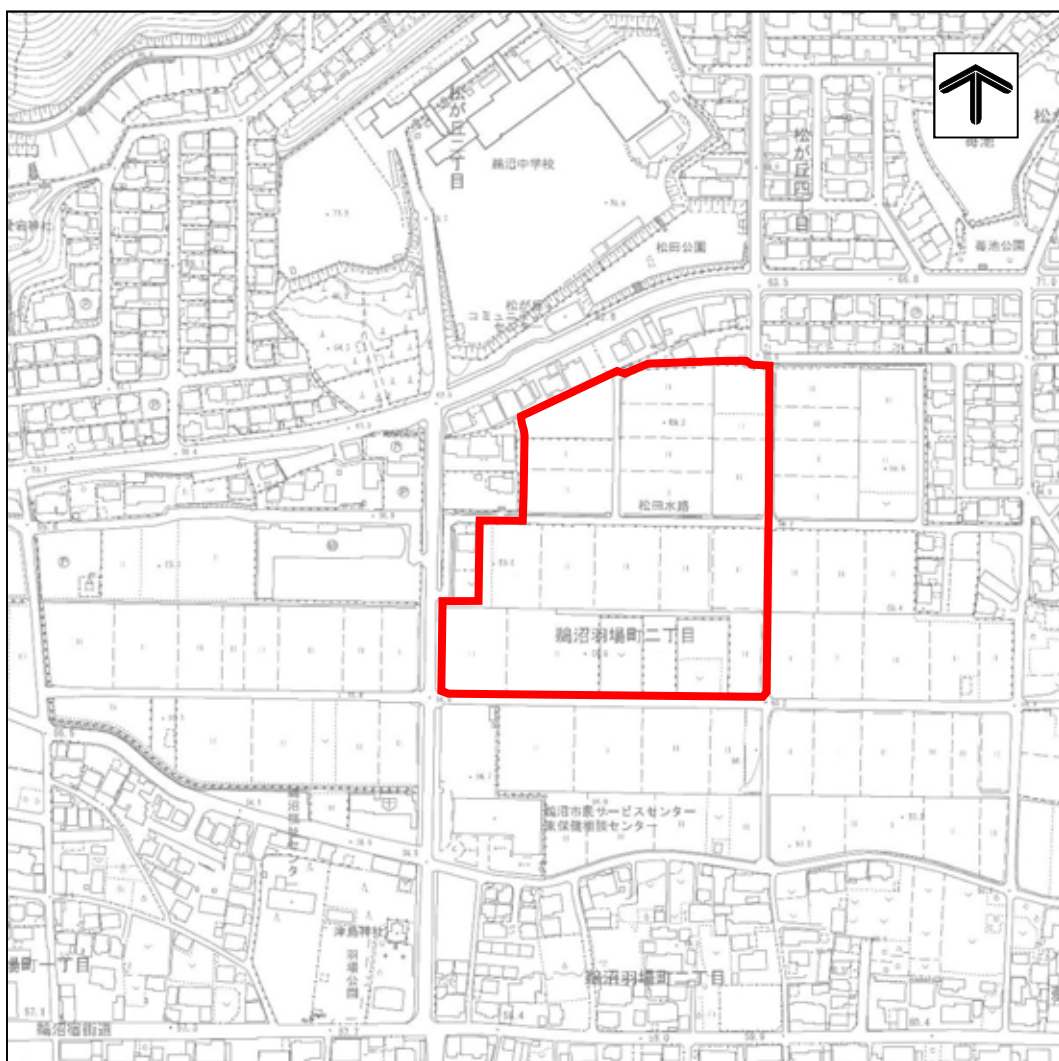


(5) 建設区域について

B エリアの中で、建設に必要な敷地面積約 30,000 m²を確保できる区域として、以下の区域を設定した。

主な設定理由は、以下の通りである。

- 交通アクセスを考慮し、エリア内で幅員が広くメインの道路である鵜沼中学校から南に延びる南北の道路に近い位置とする。
- エリア内にある鵜沼市民サービスセンターの出入り口は東西方向の道路に面しているため、道路として残す必要がある。
- 敷地利用の効率性からできるだけ四角に近い形で、必要な面積が確保できる道路に囲まれた範囲とする。



■ 建設予定区域図

2 . 施設整備の基本方針

特別支援教育の総合的な観点や校舎整備面、運営管理面等に関する事業の基本方針、学級編制等の設置方針、管理運営方針等について検討し、全体のコンセプトを策定する。

(1) 校舎整備の基本方針

- ・ 平屋または2階建ての校舎
- ・ シンプルで分かりやすい平面レイアウト
- ・ 教室棟と屋内運動場の近接性
- ・ リラックスした環境で学習できる内装の木質化
- ・ 従来からの規格にとらわれないフレキシブルな設計
- ・ 環境に配慮した太陽光発電の導入
- ・ 自家発電装置など防災設備の導入
- ・ 高速かつ大容量の情報通信機器の整備

(2) 運営管理の基本方針

- ・ ICT 機器を活用したオンライン授業への対応
- ・ 防犯カメラや施錠管理など防犯面への配慮
- ・ 福祉避難所としての位置付け、運用

(3) 学級編制の基本方針

- ・ 1 学級あたり小・中学部 6 人、高等部 8 人（肢体・重複は 3 人）を基本とする。

(4) 全体コンセプト

木の温もりに包まれた落ち着いた教育環境

3 . 施設機能・規模

特別支援学校の建設にあたり、児童生徒にとって、安全・安心な学習環境であることが最も重要であり、在籍する児童生徒が生活しやすいバリアフリーに配慮した施設整備を行うとともに、将来の自立・社会参加を目指して学ぶための施設・設備を整備する必要がある。また、市内の特別支援教育のセンター的機能を担う特別支援学校として、市内の教職員や児童生徒、保護者等に対する相談・助言をはじめ、地域の人々との交流活動や啓発活動等の実施など、特別支援教育を推進するための整備を行う。

(1) 施設整備の概要

「特別支援学校施設整備指針 第 3 章平面計画」に示される施設構成を参考に、新特別支援学校に整備する施設の概要を以下に整理する。

■施設構成（案）

	施設	概要	必要性	
学習関係諸室	普通教室		◎	
	多目的教室・プレイルーム		○	
	特別教室・教科教室		◎	
	作業学習関係諸室		◎	
	自立活動関係諸室		◎	
	専門教育関係教室		◎	
	その他の学習関係諸室	教育相談・生徒指導・進路相談・履修指導室		○
		特別活動室		△
		放送室		△
		教材・教具等の作成・収納空間		○
	自習スペース		△	
講義室		△		
日常生活学習関係教室	和室、調理室		○	
屋内運動施設	屋内運動場		◎	
	武道場		△	
	屋内プール		△	
動線空間	昇降口、玄関		◎	
	廊下、階段		◎	
生活・交流空間	ロビー・ラウンジ		△	
	食堂・ランチルーム		○	
	調理室、配膳室		○	
	講堂・ホール		○	
	ホームベース	(教科教室型の運営の場合)	△	
	部室		△	
共通空間	便所		◎	
	洗浄施設		◎	
	ロッカースペース		◎	
学校開放のための空間			○	
センター的機能関係諸室	研修室		○	
	学習室		○	
	相談室		○	
管理関係室	教職員諸室		◎	
	保健室		◎	
	保護者等控え室		△	
	受付		○	
	倉庫、機械室		◎	

◎：必ず必要となる部屋、○：整備方針に応じて必要となる部屋、△：あると良い部屋

(2) 施設規模の概要

新特別支援学校に整備する諸室の面積規模を以下に想定する。県立羽島特別支援学校の整備事例を参考に1室あたりの面積42㎡(6m×7m)を基準とする。特別教室等は、準備室0.5室分を含め2室分の面積84㎡を確保する方針とする。また、先進的な事例として、東京都の「特別支援学校施設整備標準」に示される諸室や面積規模を参考とする。

■教室関係の施設規模(案)

学校名		羽 島			各務原			必 要 性	摘 要 (面積の単位:㎡)
室 名		室数	単位 面積	面積 計	室数	単位 面積	面積 計		
普通 教室	小学部	13	42	546	13	42	546	◎	収納スペース確保
	小学部(重複)	5	42	210	5	42	210	◎	//
	中学部	7	42	294	7	42	294	◎	//
	中学部(重複)	3	42	126	3	42	126	◎	//
	高等部	14	42	588	13	42	546	◎	//
	高学部(重複)	3	42	126	5	42	210	◎	//
特別 教室	音楽室	1	72	72	1	126	126	◎	
	図工・美術室	1	70	70	1	84	84	◎	
	家庭科室(被服)	1	99	99	1	47	47	◎	※さをり織
	家庭科室(調理)	1	70	70	1	84	84	◎	
	理科室	1	70	70	1	47	47	◎	
	図書室	1	58	58	1	84	84	◎	
	木工室	1	96	96	1	84	84	◎	
	陶芸室	1	99	99	1	84	84	◎	
	社会科室				1	84	84	○	※外国語・PC室兼用
	スヌーズレン室				1	42	42	○	
	パソコン室	1	56	56				◎	機材として対応
	実習室				3	105	315	◎	工業、清掃、農業 などを検討
	食品加工室	1	96	96				○	上記実習室と選択
	農業作業室	1	72	72				○	上記実習室と選択
クリーニング室	1	75	75				○	上記実習室と選択	
特別 活動 室	児童・生徒会室	1	26	26	1	42	42	△	
	集会室				1	168	168	○	小学部等の運動にも 活用
	更衣室(児童・生徒)	6	21	126	6	21	126	◎	
自立 活動 関係 室	多目的室	1	84	84	1	93	93	○	喫茶、地域啓発活動
	喫茶厨房	1	13	13	1	16	16	○	
	生活訓練室				1	84	84	○	*
	言語訓練室				1	84	84	○	*
	自立活動室	1	56	56	1	84	84	◎	
	プレイルーム	1	56	56				○	
体育 関係 室	アリーナ	1	865	865				○	ステージ等含む
	体育室				1	805	805	◎	
	ステージ				1	115	115	◎	
	プール*	1	400	400	1	448	448	○	25×10m
	付属室(プール)	1	12	12	1	135	135	○	ジャグジー含む
	ジャグジー	1	108	108				○	更衣室・WC含む
	機械室*	1	72	72	1	75	75	○	

◎:必ず必要となる部屋、○:整備方針に応じて必要となる部屋、△:あると良い部屋
 摘要欄の「*」は、「特別支援学校施設整備標準(東京都)」より設定した項目を示す。

■管理室関係の施設規模（案）

学校名		羽 島			各務原			必要性	摘 要 (面積の単位：㎡)
室 名		室数	単位 面積	面積 計	室数	単位 面積	面積 計		
管理 関係 室	校長室兼応接室	1	55	55	1	63	63	◎	
	職員室	1	405	405	1	436	436	◎	
	事務室	1	64	64	1	42	42	◎	
	給湯室	1	5	5	1	6	6	○	
	標本・資料室	1	56	56	1	45	45	○	
	教材室	1	39	39	4	18	72	◎	
	書庫	1	18	18	1	45	45	◎	
	会議・研修室	1	134	134	1	165	165	◎	
	保健室	1	64	64	1	64	64	◎	※間仕切りを設置
	印刷・放送室	1	42	42	1	30	30	○	
	更衣室(教職員)	1	56	56	1	79	79	◎	29㎡+50㎡
	職員休養室				2	42	84	△	*
	保護者控室				1	42	42	△	*
	運転手控室				1	21	21	△	*
	OA機器室				1	15	15	△	*
	倉庫	2	9	18	1	64	64	○	32㎡×2室
	階段下倉庫	5	13	65				○	
	進路指導室				1	42	42	○	*
教育相談室				1	21	21	○	*	
共用 室	食堂(ワゴン室含む)				1	323	323	○	※間仕切りを設置
	給食室				1	252	252	○	
	配膳室・配膳検収室	1	21	21				○	
	体育倉庫				1	60	60	○	
	地域支援室	1	29	29	1	27	27	○	
	地域開放用トイレ*				1	32	32	○	
	男女トイレ*	4	32	128	2	42	84	◎	
	男女・多目的トイレ*	10	32	320	14	32	448	◎	オストメイト対応
	教職員トイレ*	1	42	42	1	42	42	◎	(男女・多目的)
	開放用倉庫				1	40	40	○	
	備蓄倉庫				1	70	70	○	
非常用発電機室*				1	21	21	○		
計			約 5,200			約 6,800		※プール・トイレ・機械室除く	

上記に加え、動線部分（職員玄関、昇降口、廊下、トイレ、階段、ホール、スロープ、エレベーター、機械室等）の面積を50%と想定して加算。

（「特別支援学校施設整備標準（東京都）」では、教室面積65㎡に対して動線面積40%とされているが、本検討では教室面積42㎡のため、比率を考慮して動線面積50%とした。）

総面積 = 普通教室 + 特別教室 + 特別活動室 + 自立活動関係室 + 体育関係室 + 管理関係室 + 共用室 + 動線面積（50%）

【配慮事項】

- ・地域支援室、交流喫茶用の玄関を設ける。
- ・乗降スペースの屋根は、雨の降り込みに配慮し、低く抑える。
- ・砂埃が立ちにくいグラウンド面とする。

以上より、総延床面積は、体育館を含め、約10,200㎡と想定する。

4 . 施設配置方針

校内の施設の配置においては、児童生徒の安全や学校教育活動等に配慮し、スクールバスや保護者、来訪者などとの動線を考慮して、徒歩通学者と出入口を分離するなど、利用者動線に配慮した配置とする。

【主な施設配置上の配慮事項】

- ・ 児童生徒と車両及び来訪者との動線の分離
- ・ 校舎から体育館までの最短で明快な動線の確保
- ・ 雨天時の車両への乗降に配慮した車寄せスペース
- ・ スクールバスや放課後等デイサービスなどの送迎車両のロータリー
- ・ 教職員や保護者向けの必要十分な駐車場スペース

□条件

- ・ 敷地東側道路は敷地側に拡幅し 6m 道路とする。
- ・ 北、西側に付け替え 6m 道路を新設する。
- ・ 敷地中央部の用水路を南側に付け替える。

□ゾーニング

- ・ 基本は、校舎を敷地中央北側に、南側にグラウンドを配置する。

□アプローチ

- ・ 羽場駅からのアクセスとして、西側道路に歩行者用の出入口を設け、交差点の間隔が狭く、車の出入りがしづらい西側道路を避けた南側道路に車両用の正門を設ける。
- ・ 出入口は歩車分離を図る。
- ・ 車道は幅員 8m の交互通行により、バスロータリー及び保護者・来客用駐車場へ出入り可能とする。

□校舎

- ・ 普通教室は日当たりの良い南向きを基本とし、小中高のゾーニングを図る。
- ・ 管理諸室は、昇降口上部に南西側に配置し、職員室からは児童生徒の出入りや運動場への視線を確保する。
- ・ 特別教室は北側及び西側に配置する。
- ・ 体育館棟及び屋外プールは校舎北側に配置し、東通用門からアクセス可能とする。
- ・ 校舎周囲は緑地や周回できる通路を確保する。

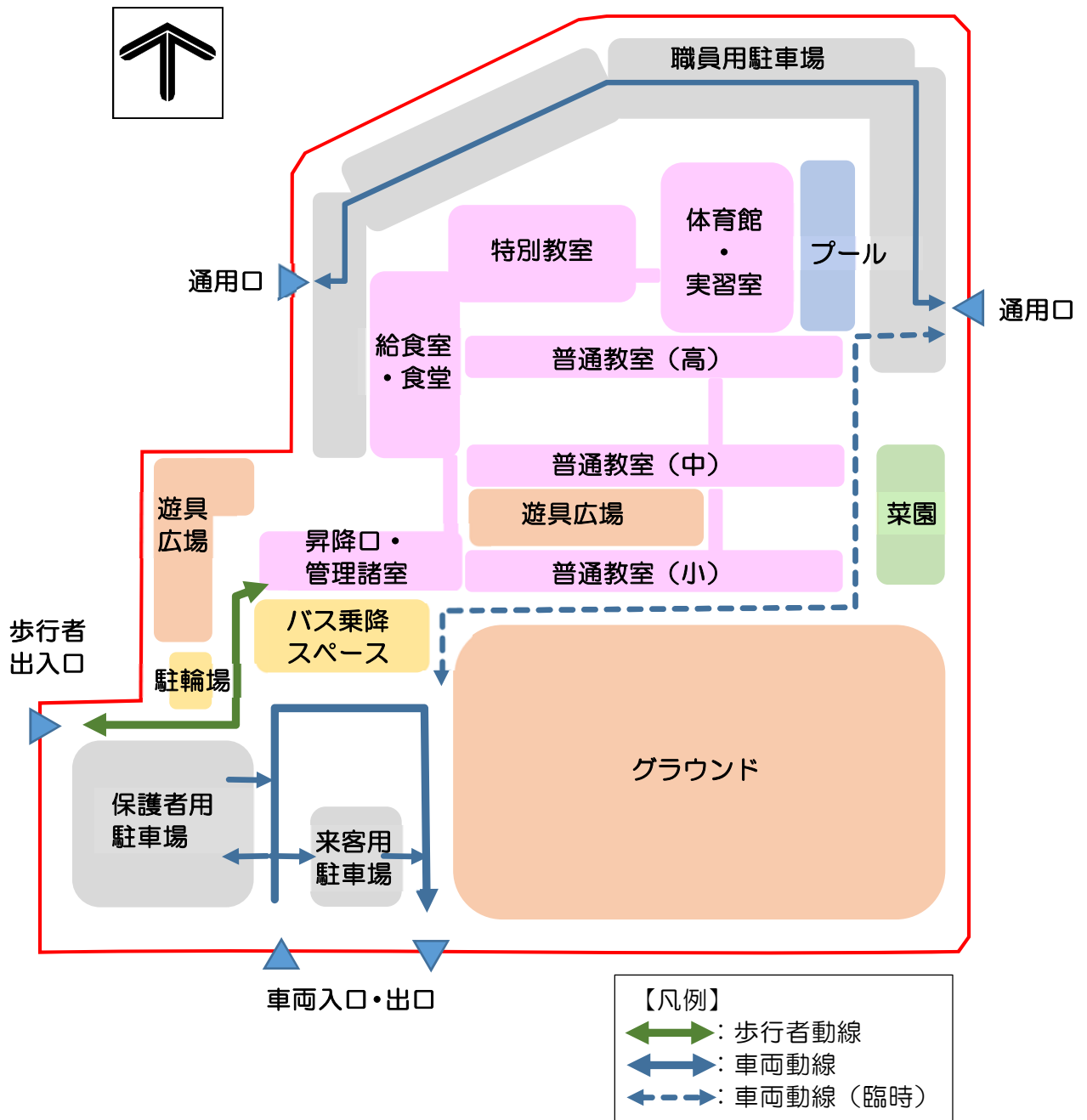
□グラウンド

- ・ グラウンドは東西 100m×南北 60m を確保する。
- ・ 低学年の遊具広場として、昇降口に近い校舎の西側に確保する。一部の遊具は、中庭にも設ける。

□その他

- ・ 敷地北側には職員用駐車場 140 台を確保し、出入りは東、西通用門からとする。
- ・ 菜園は東側に 15×30m で農業作業場と合わせて配置する。
- ・ 敷地周囲には緑地を確保する。

施設配置方針を踏まえた、施設ゾーニング図を以下に示す。



■施設ゾーニング図

第 6 章 事業の進め方

1. 整備スケジュール

令和 3 年度に基本設計に着手し、令和 5 年度頃から建築工事を行うなど、令和 7 年度の開校に向けた整備を想定する。なお、既存の各務原特別支援学校の機能は、新たな特別支援学校へ移転する。

2. 整備手法の検討

- 国の補助金（小中学部：公立学校施設整備費負担金：補助率 1/2、高等部：学校施設環境改善交付金：補助率 1/3）を前提とした公設公営が基本となる。
- P F I 事業（B T O 方式）として実施することが考えられるが、運営部分は公共が実施するため、創意工夫の余地は小さく、費用対効果の面から採用の可能性は低い。
- 部分的な民間委託により、サービス水準を維持しながらコスト縮減が期待できる業務については、民間企業の活用を前提とした民間委託方式を検討する。

第Ⅱ編 基本計画

第1章 敷地概要

1. 関係法令の整理

本計画地において、特別支援学校を整備する際に、関係する法令の主なものを以下に整理する。

- ・都市計画法
- ・土壌汚染対策法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）
- ・バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）
- ・建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）
- ・農地法
- ・農振法（農業振興地域の整備に関する法律）

2. 与条件の整理

(1) 造成計画における与条件

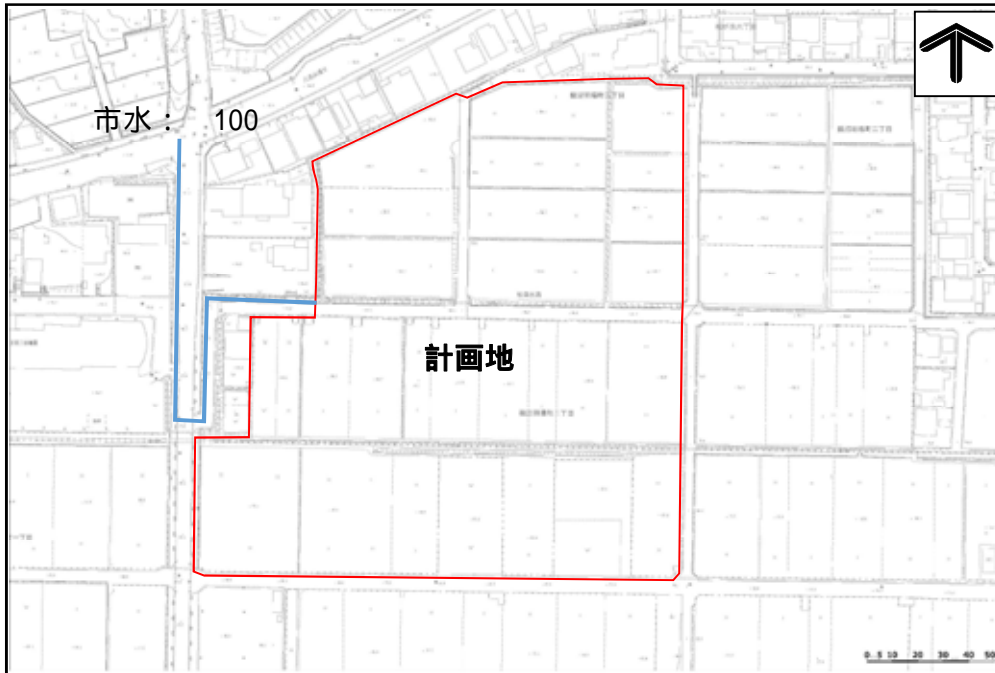
計画地内の現況を以下に整理する。計画地内は、水田が中心となっており、一部に畑作地や耕作放棄地が点在している。計画地周辺の道路は舗装されており、西側と北側は住宅が隣接している。



■ 土地利用現況図

(2) 給水計画における与条件

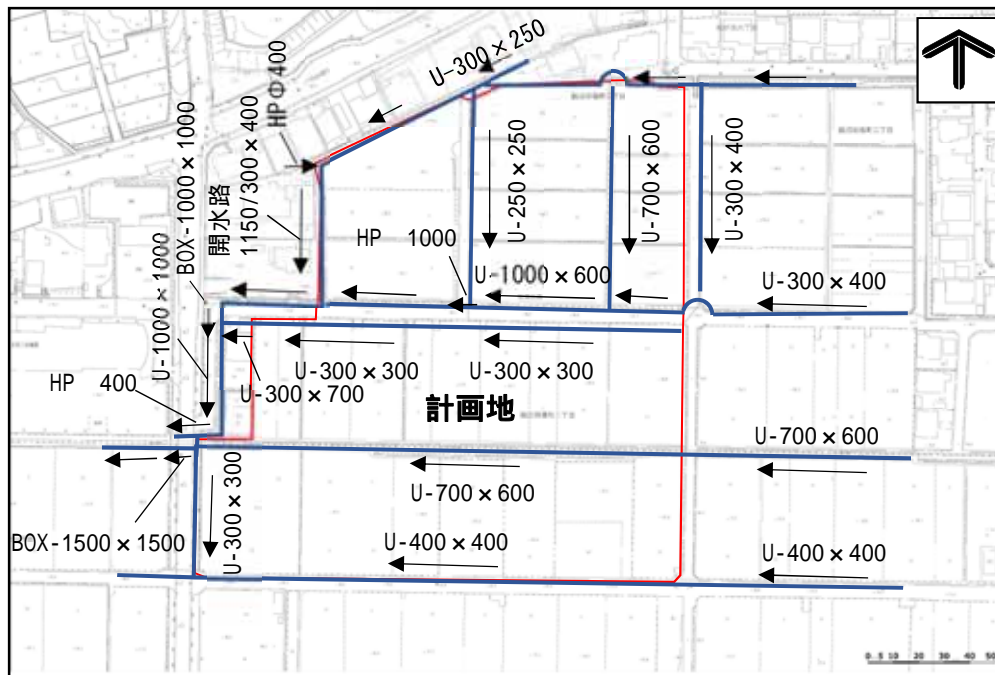
本計画地周辺の上水道は、下図に示すように、計画地西側にΦ100 が埋設されており、敷地内へは比較的容易に引き込みが可能であると想定される。



■ 上水道位置図

(3) 雨水計画における与条件

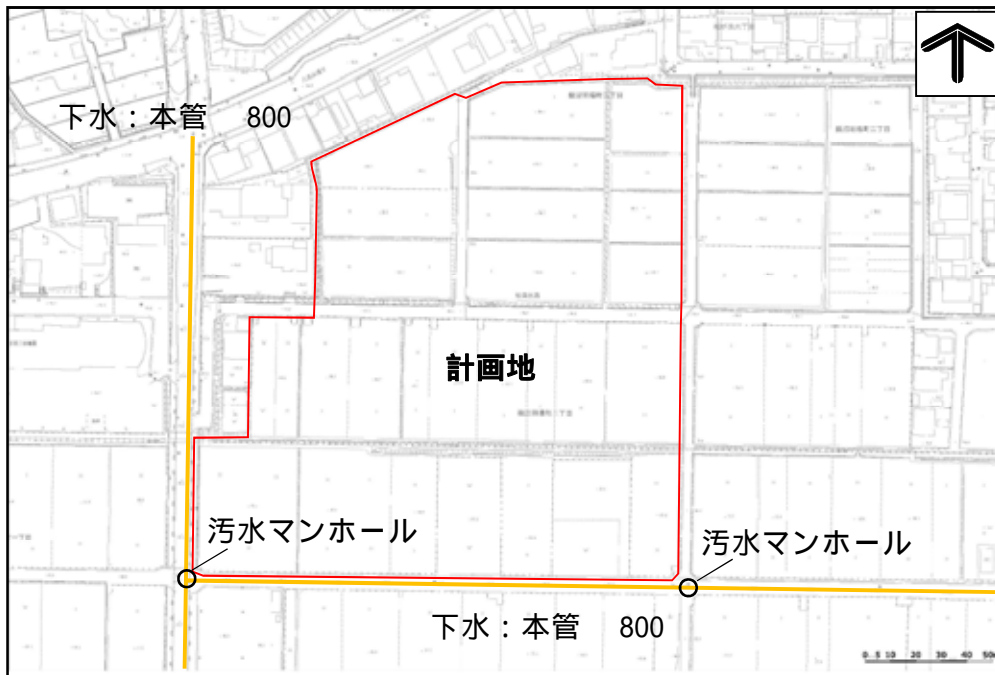
本計画地周辺の水路（農水、用悪水）は、下図に示すように、敷地内を含め、多数設置されている。農水については切り回しが必要となる。雨水排水については、用悪水路に放流することが想定される。



■ 水路位置図

(4) 汚水計画における与条件

本計画地周辺の下水道は、下図に示すように、計画地西側と南側に本管φ800 が埋設されており、協議により接続が可能であると想定される。



■水路位置図

(5) 電気計画における与条件

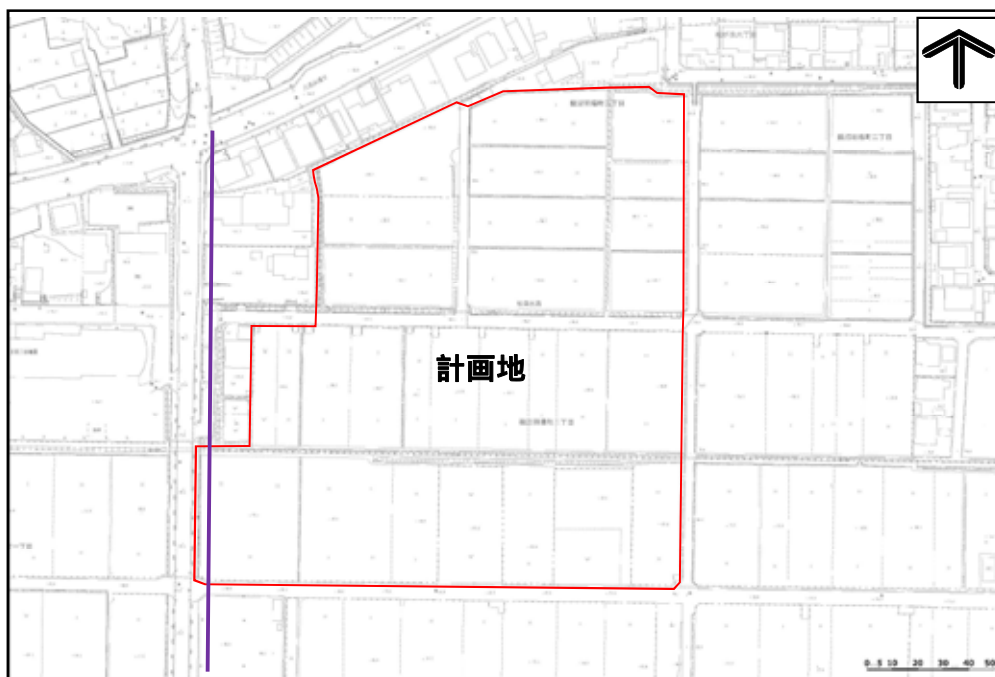
本計画地周辺の電気施設は、下図に示すように、計画地西側に電柱及び電線が設置されており、敷地内へは比較的容易に引き込みが可能であると想定される。



■電線位置図

(6) 通信設備計画における与条件

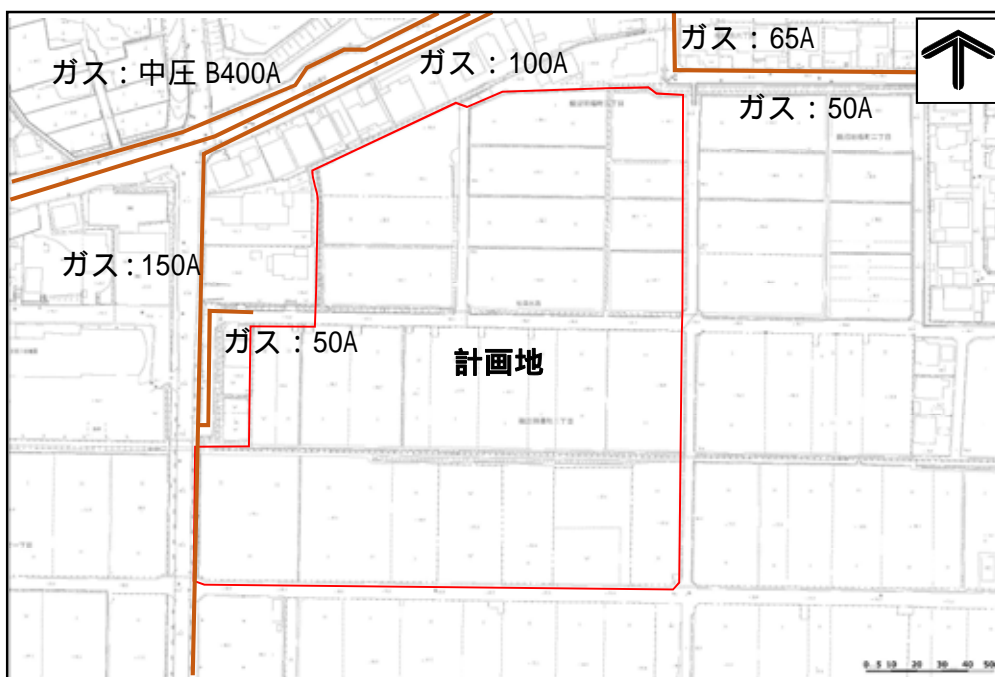
本計画地周辺の電話線は、下図に示すように、計画地西側に設置されており、敷地内へは比較的容易に引き込みが可能であると想定される。



■ 電話線位置図

(7) ガス施設計画における与条件

本計画地周辺のガス管は、下図に示すように、計画地西側に 150A が埋設されており、敷地内へは比較的容易に引き込みが可能であると想定される。



■ ガス管位置図

3. 現況写真

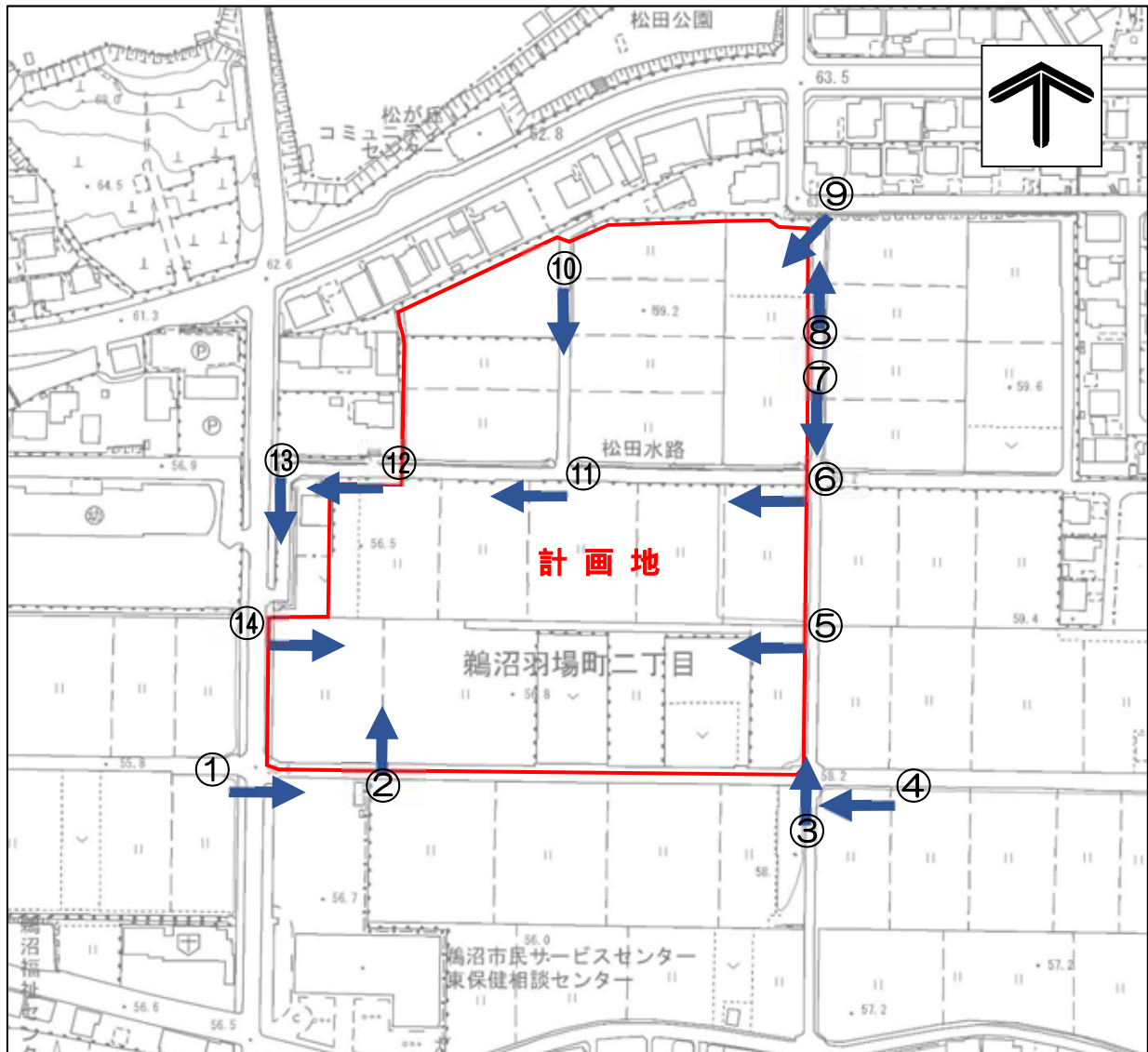
計画の周辺環境及び現況写真を以下に整理する。

■計画地の周辺環境

項目	概要
交通・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス道路は国道 21 号と八木山通りとなっている。 ・名鉄羽場駅からは、徒歩 10 分程度となっている。
地形	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 21 号と八木山通りに比べ、標高が低く谷地形となっている。
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲は水田が中心で、畑や耕作放棄地が点在している。 ・道路沿いには住宅が多く、少し離れて松が丘、つつじが丘の団地が広がっている。



(出典：地理院地図 電子国土 WEB の航空写真を基に作成)



■写真位置図

■現況写真



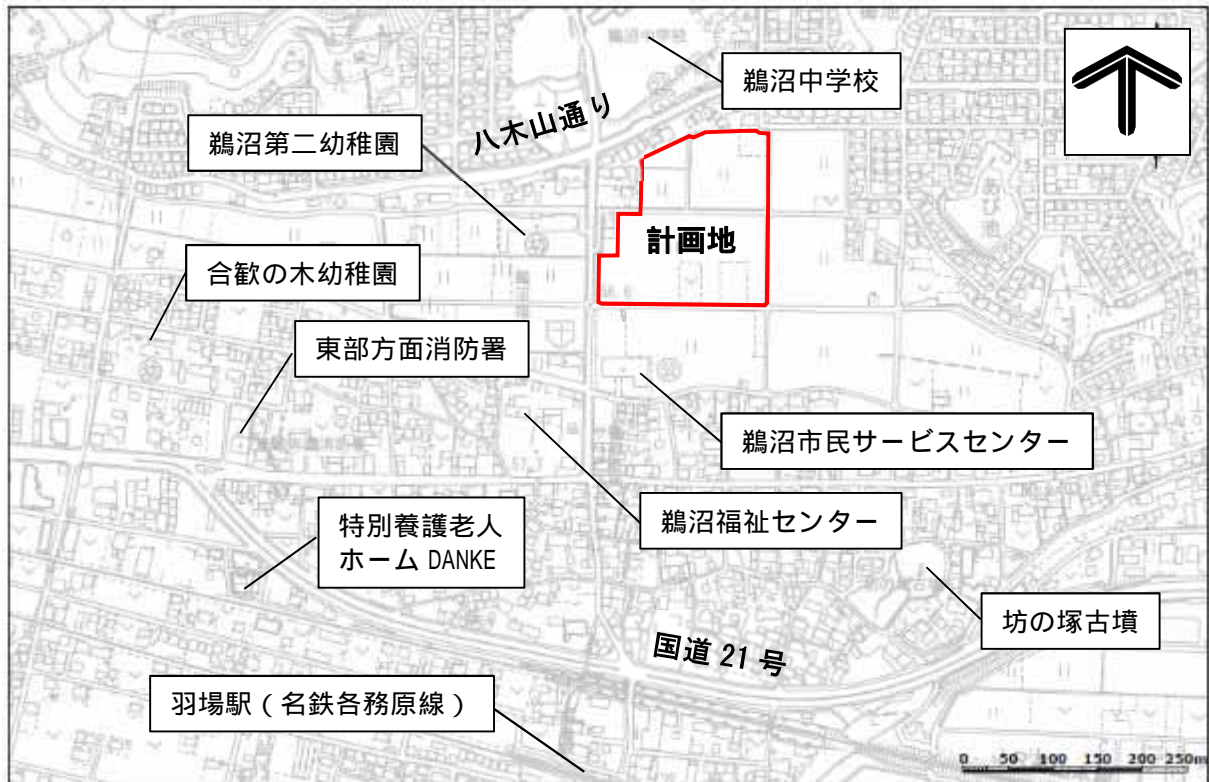


第Ⅱ編 基本計画



4. 付近見取図

計画地付近の見取図を以下に示す。計画地周辺の広域的なアクセスとしては、国道 21 号があり、市内のアクセスとしては八木山通りがある。付近には計画地北側に鵜沼中学校があり、西側に鵜沼第二幼稚園が位置している。南側には、鵜沼市民サービスセンターが設置されており、付近には文教施設や福祉施設が多く立地している地域である。

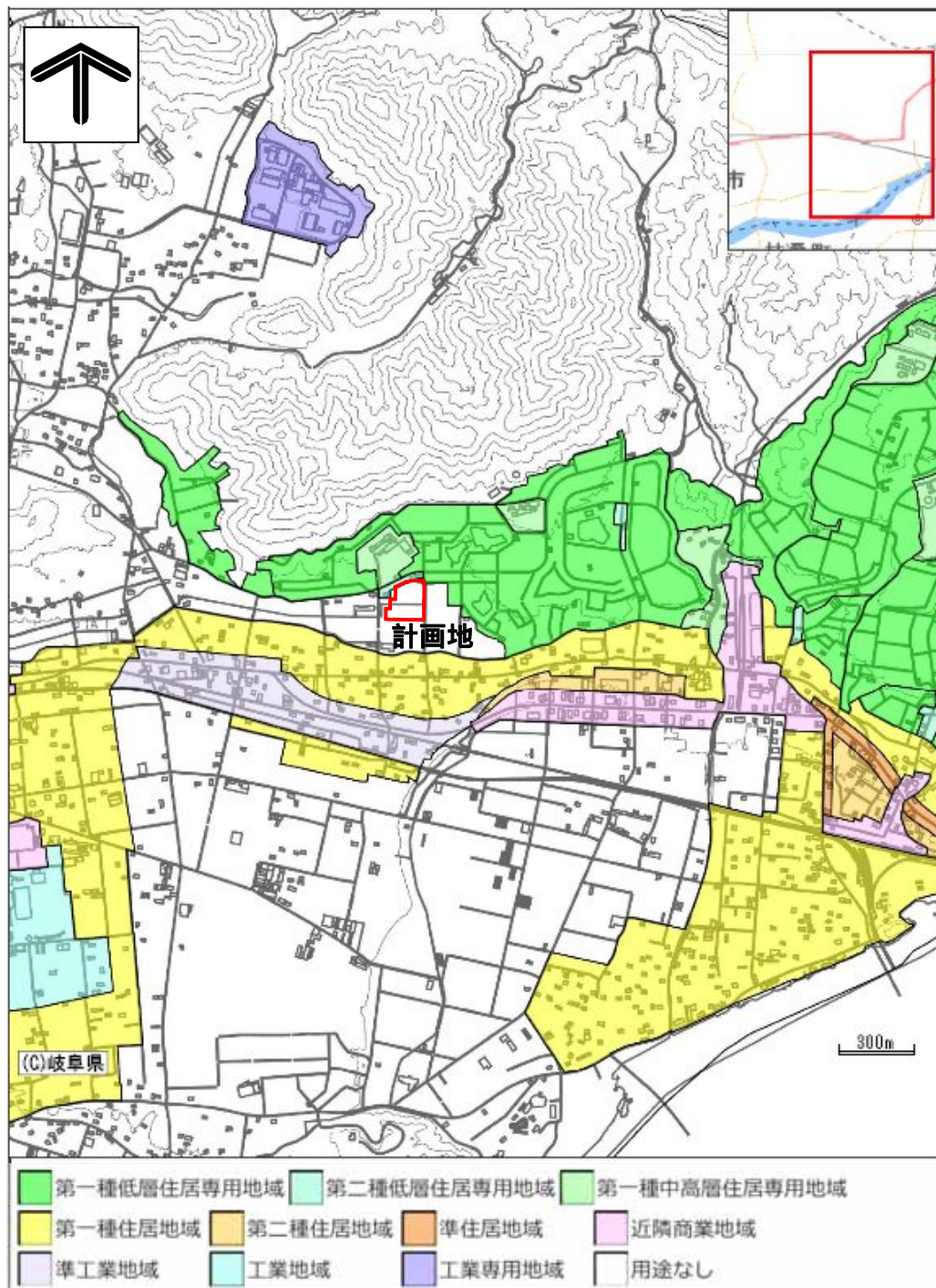


計画地付近の見取図

5. 用途地域他

(1) 用途地域

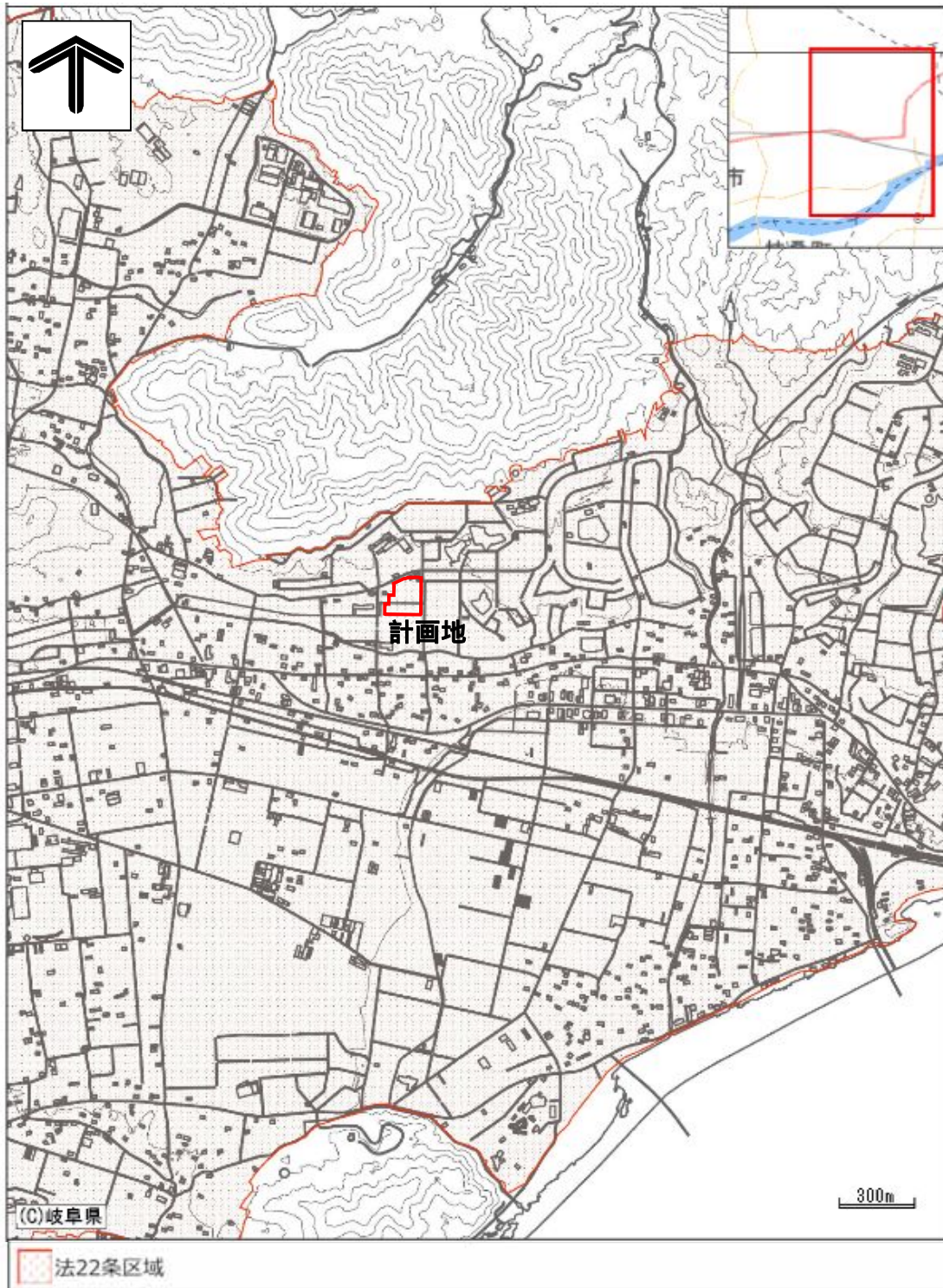
本計画地は、市街化調整区域内であり、用途地域は指定されていない。



(出典：県域統合型 GIS ぎふ 各務原市都市計画情報)
計画地周辺の用途地域

(2) 防火地域・準防火地域・建築基準法第22条区域

本計画地は、防火地域及び準防火地域の指定は無いが、建築基準法の第22条区域に位置付けられている。

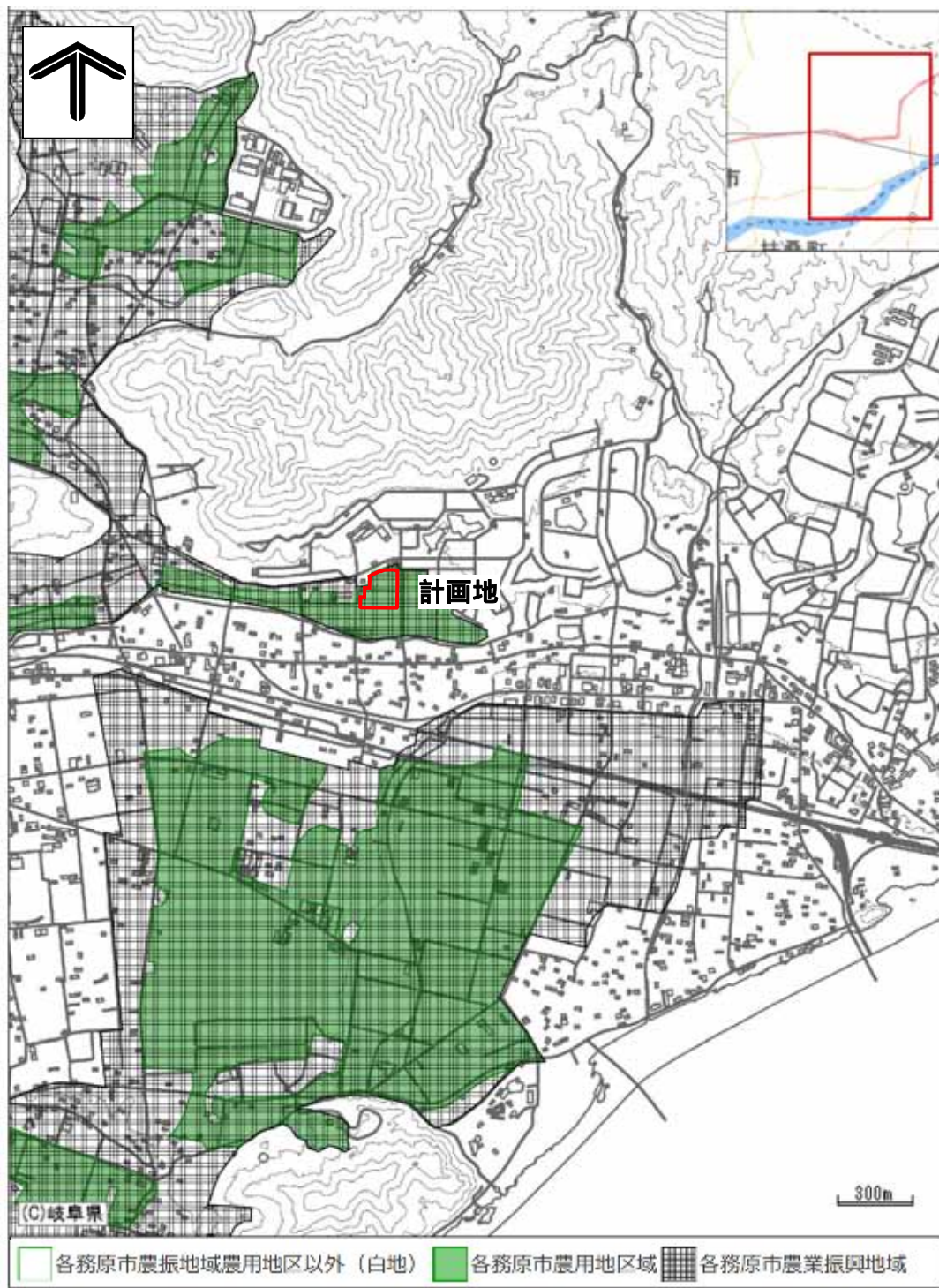


(出典：県域統合型GISぎふ 各務原市都市計画情報)

計画地周辺の防火地域・準防火地域・建築基準法第22条区域

(3) 農業振興地域

本計画地は、農業振興地域の農用地に位置付けられており、特別支援学校整備のためには、農用地からの除外手続きが必要となる。



(出典：県域統合型GISぎふ 各務原市都市計画情報)
計画地周辺の農業振興地域

第2章 配置計画

1. 計画条件

【敷地概要】

- 1) 計画地： 岐阜県各務原市鷺沼羽場町2丁目地内
- 2) 敷地面積： 約28,100㎡（国土地理院基盤地図情報より）

【レイアウト】

基本構想の配置方針に基づき、校舎を敷地中央北側に、グラウンドを南側に配置する。

2. 配置計画

(1) アプローチ

- ・羽場駅からのアクセスに配慮して、西道路側に入出口を計画する。
- ・入出口は歩車分離を図り、歩行者と自転車は西側、車両は南側とする。
- ・正門及び通用門を計画する。

(2) 校舎

- ・2階建てを基本に、普通教室棟・特別教室棟・体育館棟・食堂棟等で構成する。
- ・普通教室棟は、南向きを基本に計画する。

(3) グラウンド

- ・グラウンドは東西100m×南北60mを確保する。
- ・低学年の遊具広場を校舎から近い西側と一部を中庭に確保する。

(4) その他

- ・駐車場は来客用・保護者用・職員用として、合わせて180台以上を確保する。
- ・敷地内に菜園を計画する。菜園には特産の野菜の栽培に加え、庭木や果樹についても検討する。
- ・緑地は、敷地内及び外周部へ積極的に計画する。

3. 外構計画方針

それぞれの空間にあった素材や仕上げを選定し、バリアフリー及びユニバーサルデザインにより、児童生徒・保護者・職員が安全に施設へ訪れることができるよう配慮する。

(1) 校門

- ・正門は、スクールバス及び来訪者の出入りとして計画する。
- ・校門には、許可のない者の進入を阻止する等、セキュリティ確保に必要な機能を持たせ、児童生徒の安全を確保する。
- ・校門には門扉等を設置し、施錠可能なよう計画する。
- ・正門以外に歩行者用の門及び職員の出入りに利用する通用門を2か所計画する。

(2) グラウンド等

- ・グラウンドは、児童生徒が伸び伸びと体を動かせ、スポーツのできる十分な広さとし、100mの直走路やサッカーができる広さを確保する。
- ・グラウンドの土は、排水性を考慮した上で砂埃の立たない土を使用し、車両の乗り入れも想定し、耐圧性の優れたものとする。
- ・グラウンドは雨水流出抑制としての貯留機能をもたせる。
- ・低学年の遊具広場もグラウンドと同じ仕様とする。

(3) 植栽計画

- ・緑化面積は、開発基準（敷地緑化率10%、敷地外周5%）を満たすこと。
- ・敷地の外周部等は、四季を感じる樹木等を植栽し緑豊かな環境を創造し、児童生徒の情操を養うため、施設と植栽において空間的な演出を行うこと。なお、中高木は避け、できる限り維持管理の手間がかからない低木を前提とする。
- ・駐車場には、出入口の見通しを確保した上で、維持管理の手間がかからない樹木や植栽、緑化ブロックを用いる等、殺伐とした景観とならないよう配慮する。

(4) 駐車場・駐輪場

- ・駐車場は、円滑かつ安全な出入りに配慮し、ゆとりのある車路幅により容易な駐車可能な計画とする。また、雨水流出抑制としての貯留機能をもたせる。
- ・障がい者用駐車場は、エントランスに近接した位置に計画する。
- ・スクールバスの寄り付きには、十分な転回スペースを確保したバスロータリーを設け、安全に児童生徒が乗降できる駐車場を計画する。駐車場には雨天の乗降に支障のない大屋根を計画する。
- ・駐輪場はエントランスの近くに、通学する生徒、喫茶を利用する地域の方、卒業生等の利用を想定して計画する。

(5) サイン計画

- ・施設の案内板を、シンプルかつ大きな文字デザインで、施設内部及び敷地内のわかりやすい位置に計画する。
- ・保護者、来客者用駐車場は、路面標示も含めた誘導サインにより適切な案内表示を計画する。

4 . 造成計画方針

敷地は、全体に水田が広がり、中央部で東西に道路や水路が現存する形で繋がり、東・南・西側は道路に接道している。道路面での標高（国土地理院調べ）は、約 57m～61mと高低差が 4m程あり、施設の地盤を適切な高さで造成する必要がある。

（1）造成高

- ・計画高（仕上高）として、高低差の 1/2 を目安にすると、標高 59m程度が妥当と考えるが、ため池浸水ハザードマップによる浸水深等を考慮し、詳細な検討が必要である。
- ・周囲の道路との接続では、南側で約 2mの差、東側中央部で同レベル、西側で約 1.5mの差となり、無理なくアクセスが可能となる。
- ・造成高は、仕上高より-20cm程度で計画する。

（2）擁壁等

- ・盛土側は、敷地の有効利用を図るため、擁壁等の構造物を計画する。
- ・切土側は、緑地等により安全な法面で計画する。

（3）道路・水路等

- ・敷地中央部を東西につながる道路は廃止し、北側に付替道路（幅員 6m）を計画し、迂回できる計画とする。
- ・敷地中央部の東西につながる水路は廃止し、南側に迂回した付替水路を計画する。
- ・水路の形状は、開渠形式（オープン水路）及び閉鎖形式（ボックスカルバート）を検討する。
- ・東側道路は、幅員約 3.6mと狭いため、敷地側に拡幅し 6m道路として計画する。

5 . 排水計画方針

敷地内の排水系統は、分流式として雨水と汚水の両系統に分けて、敷地外へ放流する計画とする。

（1）雨水排水

- ・敷地内への降雨量に対し、適切に流下させる能力を有する排水施設を設定し、必要に応じて雨水流出抑制対策を検討する。
- ・雨水貯留槽に貯留した雨水を処理し、トイレの洗浄水や植栽散水などの雑用水として利用する雨水利用システムを検討する。

（2）汚水排水

- ・公共下水道への接続を基本とする。ただし、下水道区域外であるため、協議が整わない場合は、浄化槽の設置を検討する。

第3章 建築計画

1. 計画概要

(1) 敷地概要

- 1) 計画地： 岐阜県各務原市鷺沼羽場町 2 丁目地内
- 2) 敷地面積： 約 28,100 m² (国土地理院基盤地図情報より)
- 3) 地域地区等：市街化調整区域、法 22 条区域
北側に第 2 種住低層住居専用地域及び第 1 種低層住居専用地域あり
- 4) 接続道路： 西側道路 幅員約 12m (市道 鷺 1004 号線)
南側道路 幅員約 6m (市道 鷺 1003 号線)
東側道路 幅員約 3.6m (市道 鷺 1006 号線)
中央道路 幅員約 4.5m (市道 鷺 985 号線)
- 5) 給水： 西側及び中央道路に 100Φ敷設
- 6) 排水： 下水は西側及び南側道路に本管 800Φ敷設
(下水道処理区域外ではあるが接続については協議が必要)
雨水は、西・南側道路側溝あり
- 7) 都市ガス： 西側道路に 150A敷設
中央道路に 50A敷設
- 8) 電力： 西側道路より引き込み可
- 9) 電話： 西側道路より引き込み可

(2) 施設概要

- 1) 構造： 鉄筋コンクリート造一部屋根鉄骨造とする。
- 2) 階数： 2階建てを基本とする。
- 3) 延床面積： 約 10,200 m²程度とする。
- 4) 定員： 小学部児童 93 名
(最大在籍 者数) 中学部生徒 51 名
高等部生徒 119 名 合計 263 名
- 5) 校舎施設： 普通教室棟×3 棟 (小学部、中学部、高等部教室)
特別教室棟
体育館棟 (1 階は特別教室等、2 階に屋内運動場)
食堂棟 (食堂、厨房、会議室、集会室等)
※管理諸室は普通教室棟に併設して計画
- 6) 附属施設： 屋外便所 鉄骨造平屋建て 1 棟
屋外器具庫 鉄骨造平屋建て 1 棟
農業作業場 鉄骨造平屋建て 1 棟
駐輪場 アルミ造平屋建て 2 棟
ポンプ室 ステンレス造平屋建て受水槽併設 1 棟

2. 平面計画

全体のコンセプト「木の温もりに包まれた落ち着いた教育環境」を実現するため、下記の基本方針を設定し具体化することで、より良い教育環境を構築する。

- ① 高機能かつ多機能で変化に対応しうる施設
- ② 健康的かつ安全でゆとりと潤いのある施設
- ③ 地域との交流や防災に配慮した施設
- ④ 自然環境と調和した施設



木質調整備のイメージ

(1) 基本的な考え方

- ① 高機能かつ多機能で変化に対応しうる施設
 - ・児童生徒数に応じた適切な施設規模とし、利用効率の高い活気ある学校づくりを図り、一体感のある施設とする。
 - ・どの学部学年も使いやすく、落ち着いて学習ができ、特性に応じた教育ができる環境とする。
 - ・児童生徒の集中力や、学習内容に応じた多様な使い方が可能となるよう工夫する。また、ICT等による先進的な教育活動が効果的に行える施設とする。
 - ・特別教室については、それぞれの教科の専門性を考慮した諸室とする。
- ② 健康的かつ安全でゆとりと潤いのある施設
 - ・日照、自然採光、自然換気を生かし、健康で快適な室内環境を実現する。
 - ・児童生徒及び教職員が長い間過ごす生活の場として、居心地がよく、安らぎを感じることができる空間とする。
 - ・児童生徒の体力及び運動機能の向上、心身の健康維持のため、グラウンド、屋内運動場の空間を十分に確保する。
- ③ 地域との交流や防災に配慮した施設
 - ・学校と地域が一体となり、児童を育てていけるよう、地域住民が親しみを持てる施設とする。
 - ・PTA活動や交流、イベントの開催等を想定し、来訪者（保護者、地域住民等）の安らぎと豊かなコミュニケーションに配慮した施設とする。
 - ・災害に強く、児童生徒の命を守る安全・安心な施設とする。
 - ・施設の耐震性や情報通信機能の確保等、学校としての防災機能を確保する。
- ④ 自然環境と調和した施設
 - ・自然採光、風通し（自然換気）等の自然エネルギーを積極的に活用し、地球環境に配慮する。
 - ・環境に配慮した太陽光発電設備の導入を計画する。
 - ・敷地周囲及び校舎廻りは積極的に緑化し、豊かな屋外環境を計画する。

(2) 必要諸室のあり方

1) 普通教室

- ・普通教室は日当たりの良い南向きに計画する。
- ・小学部、中学部、高等部それぞれのまとまりを重視した計画とする。
- ・教室から特別教室等への移動において、学校内のまとまりのある活動空間を通り抜けることなく移動できる構成とする。
- ・2室連続して使用する場合は、移動間仕切を設け一体で使用できるようにする。
- ・重複学級には、床暖房を設置する。
- ・教室内にはロッカースペースや手洗いを計画する。

2) 特別教室

□音楽室

- ・他の教室や近隣への音の影響に配慮する。

□図工・美術室

- ・屋外での活動にも配慮して1階に計画する。

□家庭科室（被服）

- ・ミシン等の利用に配慮した電源を設ける。
- ・さをり織のために必要な機材を設ける。

□家庭科室（調理）

- ・教師用、生徒用の調理台を計画する。

□理科室

- ・実験台、手洗い場を設ける。

□図書室

- ・リラックスした雰囲気、読書や学習ができるよう計画する。

□木工室

- ・資材の搬入及び作業音を考慮して1階に計画する。

□陶芸室

- ・資材の搬入及び作業音を考慮して1階に計画する。

□社会科室

- ・外国語室・パソコン室としても兼用できるよう、多目的な利用に配慮する。

□スヌーズレン室

- ・普通教室（重複学級）に近い位置に計画する。
- ・生活を高める活動ができるよう、内装や設備を計画する。

□実習室

- ・実習内容を確実に履行できるよう、十分なスペースを計画する。



さをり織のイメージ

兵庫県立氷上特別支援学校 HP より



スヌーズレン室のイメージ

(独) 国立特別支援教育総合研究所 HP より

3) 特別活動室

□児童・生徒会室

- ・児童生徒の自主的な生徒会活動を促す場とする。

□集会室

- ・小学部、中学部の集会を含めた多目的な活動の場とする。
- ・移動間仕切により、分割して利用できる計画とする。

□更衣室（児童・生徒）

- ・小学部、中学部、高等部それぞれに設け、プライバシー、防犯に配慮する。

4) 自立活動関係諸室

□多目的室

- ・地域の方との交流や地域啓発活動等、多目的な利用を考慮する。
- ・喫茶厨房を併設する。

□生活、言語訓練室・自立活動室

- ・諸室はまとめてゾーニングすることで、互いの活動の相乗効果を図る。

□プレイルーム

- ・普通教室に近い位置に計画する。

5) 体育関係室

□体育室

- ・バレーコート2面以上のできる限り広いスペースを確保する。
- ・行事に必要な規模のステージ、放送室及び器具庫を計画する。
- ・ステージには車いすの使用に配慮したスロープを設ける。
- ・地域開放等の多目的な使用に配慮する。
- ・配置計画上利用しやすい位置とし、運動により発生する音・振動に配慮した構造とする。
- ・一般開放用の玄関・トイレを設ける。



車いすに配慮したステージ

都立花畑学園の整備事例

□プール

- ・屋外プールとして、25m×2コースの大きさを確保する。
- ・地上に設ける場合は、外部からの視線を遮る目隠し等を計画する。
- ・更衣室、トイレ、シャワー室、機械室、器具庫等の附属施設を一体的に計画する。
- ・体温調節が難しい児童生徒用の採暖用ジャグジープールを室内に計画する。

6) 管理関係室

□校長室兼応接室

- ・事務室に隣接した位置で計画する。
- ・応接できる室内空間・仕様とし、各種資料などを保管する棚を設ける。

□職員室

- ・グラウンドが見渡せること及び来校者等が意識できる等、防犯対策や緊急対応がしやすい位置とする。
- ・小、中、高で共用して使用し、教職員約 130 名が入るスペースを確保する。
- ・将来の教職員数等の変化に対応できるように配慮する。
- ・打合せスペースや放送室、印刷室、給湯室、OA機器室等を近接させる。
- ・収納スペースの機能を設ける。

□事務室

- ・来客用玄関に面して受付対応ができる計画とする。
- ・室内に打合せスペース、給湯コーナーを設ける。

□教材室・書庫等

- ・教材室は普通教室に近い位置に小、中、高別に数か所設ける。
- ・書庫は事務室に近接した位置に計画する。

□会議・研修室

- ・管理系ゾーンに計画する。
- ・移動間仕切で3室に分割して、多目的に利用できるよう配慮する。
- ・近接した位置に倉庫を設ける。

□保健室

- ・グラウンドに面した位置に計画する。
- ・外から直接出入りができ、緊急車両が横付けできるよう配慮する。
- ・多年齢のプライバシー確保のため、間仕切り壁を設ける。
- ・洗濯機、簡易シャワーを設ける。



都立花畑学園の整備事例

□更衣室（教職員）

- ・管理系ゾーンに計画し、男女2室とする。
- ・職員玄関と職員室の動線上に配置し、防犯に配慮する。

□職員休養室

- ・管理系ゾーンに計画し、男女2室とし落ち着いた位置に計画する。

□保護者控室

- ・地域開放エリア及び昇降口に近接した位置に計画する。

□運転手控室

- ・スクールバス運転手の休憩や待機場所として計画する。

□進路指導室・教育相談室

- ・職員室に近接した位置で計画する。

7) 共用室

□食堂

- ・小、中、高の普通教室からの動線に配慮した位置で計画する。
- ・小、中、高等部及び教職員の学部別に一斉使用できる広さを確保する。

□給食室

- ・学校給食衛生管理基準やHACCPに準じた仕様で計画する。
- ・細菌の繁殖や汚染を防ぐドライシステム方式の採用や最新の厨房機器を導入する。
- ・アレルギー調理や特別調理室を計画する。

□地域支援室

- ・地域の方の利用しやすい位置に配置する。
- ・地域の方の専用玄関を設け、近接する多目的室との相互利用を図る。

□トイレ

- ・自然採光や風通し（自然換気）を取り入れ、明るい安らぎの空間となるよう配慮する。
- ・児童生徒用トイレと多目的トイレは隣接させる。
- ・時間がかかったり、着替えたりすることも想定し、空調を設置する。
- ・個室の扉は、介助や緊急時の対応を考慮し、外開きや折り畳み式を検討する。鍵は有事の際に、外からも開錠できる仕様とする。
- ・洗濯機、乾燥機のスペースを計画する。
- ・緊急呼出設備を設ける場合、対応時にその場で解除できるような計画とする。

8) 動線部分

- ・廊下は車いすの利用に配慮し、幅 2.8m以上を確保する。
- ・昇降口は、靴を脱ぐ際に段差の無いアプローチとする。
- ・階段部は、車いすが転落することが無いよう転落防止措置を講じる。
- ・避難経路、機能訓練としてのスロープを設置する。
- ・クールダウンスペースとして、廊下の一角などに狭く囲われたスペースを設ける。



都立花畑学園の整備事例

3. 立面計画

児童生徒が学習、生活の場として過ごす施設として、落ち着いた色調により、田園風景と背後にある山並みに溶け込む、やさしい外観とする。各棟共に勾配屋根を採用することで、全体の統一感を創出する。

(1) 普通教室棟

- 教室南面は採光や換気ができる引違い窓（開放制限機能付き）による構成とする。
- 2階の教室前は安全上及び避難にも利用できるバルコニーを計画し、シンプルな外観にアクセントとしてデザインする。
- 東面では、校舎が3棟連なることでリズムカルな表情となるよう計画する。
- 校舎間の中庭は、それぞれの色彩や表情により豊かな空間となるよう計画する。

(2) 特別教室棟

- 北側の住宅へのプライバシーや見え方に配慮した窓の計画とする。
- 中庭側は、日当たりに配慮して開放感ある窓とする。

(3) 体育館棟

- 東面から見える大きな壁面は、高さを抑え威圧感の無い表情をデザインする。
- 体育室への採光としての窓は、南北面を主として計画する。

(4) 食堂棟

- 西側の住宅へのプライバシーに配慮し、1階屋上に目隠しルーバーを計画する。

4. 断面計画

児童生徒が学習、生活の場として過ごす施設として、機能性、快適性、経済性を考慮した適正な階高を想定する。

(1) 天井高の想定

- 教室の天井高は2.7mを標準とする。
- 教室と廊下の天井高さは、同じとすることで開放感を創出する。
- 体育室は、バレー、バスケットに支障のない梁下7.5m以上を確保する。

(2) 階高の想定

- 1階の高さは4mとする。（天井高+構造体+天井ふところを考慮）
- 2階体育室は、階下への騒音、振動に配慮して2重床を採用する。

5. 仕上計画

周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるよう配慮する。特に外装は、使用材料や断熱方法等を十分検討し、建物の長寿命化を図る。

また、使用材料は「学校環境衛生基準」に基づいて、健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮する。

(1) 外部仕上の留意点

- ・ 外壁に使用する材料は、経年劣化の少ない耐久性の高い材料を選定する。
- ・ 躯体のクラックによる漏水を妨げる仕上げ材に配慮する。
- ・ 屋根に用いる防水材は、将来の更新を考慮した材料を選定する。
- ・ 金属系の屋根材を用いる場合は、耐久性・美観性・防水性に配慮し、適切な勾配や漏水の無い納まりを検討する。
- ・ 大雨や台風等による風水害に耐えうる構造とし、これらによる屋根部の変形に伴う漏水に十分注意する。

(2) 内部仕上の留意点

- ・ 木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を生かし、潤いと安らぎのある空間として、木材や布等の材料を多く採用する。
- ・ 壁の仕上げ材は、全施設において児童生徒等の蹴破り等に耐えられる設えとすること。なお、消火器等については壁面に埋め込むことを基本とし、突起物が無いよう計画する。
- ・ 堅牢なつくり、丈夫な材質のものを採用する。
- ・ 汚れにくく、清掃がしやすく騒音を抑える効果があるタイルカーペットなども検討する。
- ・ 壁、天井等の内装は、十分な防火性のある材料を採用する。
- ・ 水を使用する部分、昇降口等の雨が持ち込まれる部分には、耐水性、耐湿性、耐久性の高い、清掃がしやすく、濡れても滑りにくい材質を選定する。
- ・ 再生資源を利用した材料等の使用についても検討する。
- ・ 外気に面する壁や最上階の天井には、十分な断熱化を図る。

(3) 色彩

- ・ 視覚、心理的に快適な学校生活を送るため、施設全体の色彩計画について十分検討する。
- ・ 教室においては、集中力が散漫とならないように、壁は木目調としないなど、すっきりとした仕上げに配慮する。

6. 構造計画方針

児童生徒が学習、生活等の場として過ごすだけでなく、学校開放時や緊急の災害時に多数の住民等が利用することを考慮し、耐震性を高めるなど十分な安全性を確保する。

(1) 上部構造

- ・構造上支障となる変形、ねじれ、力の集中等をできるだけ生じさせないように構造形式を適切に設定し、構造種別に応じ、適切に計画する。
- ・建物の上層階に荷重の大きいものを設ける場合においては、建物の振動状況について十分に検討する。
- ・建物から突出する部分は、必要な耐震性、耐風性、耐久性、耐寒冷性等を確保する。

(2) 基礎構造

- ・地盤調査を基に、直接基礎における基礎形式又は杭基礎における杭の工法及び種類に応じ、適切に計画する。
- ・施工に伴う周辺への影響等に十分留意し、適切に計画する。

(3) 耐震性能

1) 施設の建築構造体の耐震安全性の分類

- ・施設の構造体耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」のⅡ類とする。

2) 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

- ・施設の非構造部材の耐震安全性能分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」のA類とする。

3) 建築設備の耐震安全性の分類

- ・設備の耐震対策は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」の乙類とする。

(4) 構造概要

- ・校舎は、普通教室棟、特別教室棟、体育館棟、食堂棟とそれぞれにエキスパンションにて区分した無理のない構造形式とする。

1) 普通教室棟 構造形式：鉄筋コンクリート造

架構形式：X方向 ラーメン構造 Y方向 ラーメン+耐震壁架構

2) 特別教室棟 構造形式：鉄筋コンクリート造

架構形式：X方向 ラーメン構造 Y方向 ラーメン+耐震壁架構

3) 体育館棟 構造形式：鉄筋コンクリート造 一部屋根鉄骨造

架構形式：XY方向共 ラーメン構造

4) 食堂棟 構造形式：鉄筋コンクリート又は鉄骨及び木造の何れか

架構形式：X方向 ラーメン+耐震壁架構 Y方向 ラーメン構造

7. 電気設備方針

児童生徒等の学校活動においてその安全及び健康に支障を生じることのないよう、特別支援学校という施設であることを念頭に置き、設備の効率かつ効果的な運用ができるように、下記の項目を基本方針とする。

- 1.省エネルギーを十分に考慮し、経済性の高いシステムを採用する。
- 2.設備機器、器具等の導入に当たっては、安全で全ての利用者が使い易く、維持管理しやすいものとする。
- 3.耐震性・耐久性・信頼性があり、且つ機能的なものを採用する。

□照明設備

- ・照明器具は、障がいの特性等を考慮しつつ、各部屋の利用内容等に応じ必要となる照度を確保し、見やすく眩しさの無い良質な光環境が得られる器具を選定する。
- ・配線系統は、適宜各部の照明の点滅等を行うことができるよう照明器具の配列等に応じて適切に計画する。
- ・点滅スイッチは、操作し易い仕様のものを選定し、適切な位置に配置する。
- ・省エネの観点からセンサー等を利用した点滅方式を選定する。
- ・器具の落下防止措置を行うと共に、必要に応じて破損防止の措置を講じる。
- ・災害時の利用も踏まえ、一部の器具は自家発電設備の電力で点灯可能な計画とする。
- ・屋外の照明器具は、十分な耐候性を有する器具を選定する。また、周辺環境への影響に配慮し、光害の発生が少ない非拡散性の器具とする。

□コンセント設備

- ・各室のコンセントは、使いやすい位置に事故防止に配慮した安全な仕様とする。
- ・必要に応じ、天井吊り下げ型コンセントを計画する。
- ・電動車、車いす等の補助用具を使つての移動に配慮しつつ、使いやすい位置にコンセントを設置する。
- ・フロアコンセントを設置する場合は、清掃等の維持管理に留意すると共に使い勝手に配慮した配置とする。
- ・電圧の高いコンセントには、事故の発生を防止するために十分な措置を講じる。
- ・安全性を考慮し、必要部分には漏電遮断器を介した回路にコンセントを設置する。

□受変電設備

- ・受変電設備の容量は、負荷を適切に把握し、需要率を十分に検討したうえで計画する。
- ・将来の電力需要の増大に対応可能なスペースを持った計画とする。
- ・電力の使用量の詳細を管理する目的でデマンド監視装置を計画する。
- ・想定される水害に対して、安全な場所への配置を計画する。
- ・周囲には必要な高さの施設可能な防護柵を設ける等の安全対策を講じる。

□非常用自家発電設備

- ・発電設備の容量は、負荷を適切に把握し、需要率を十分に検討したうえで計画する。
- ・将来の発電回路の増大に対応可能な容量を持った計画とする。
- ・燃料は、調達の容易さから軽油とする。
- ・連続運転時間は、関係各所と調整の上、1～3日を想定する。
- ・想定される水害に対して安全な場所への配置を計画する。

□映像系設備

- ・地デジ等のテレビ電波の受信に関しては、アンテナ設置を基本とするがCATVの導入についても検討する。
- ・モニターの設置位置について、児童生徒の視線や衝突に配慮しつつ、窓、照明等の位置を考慮した適切な計画とする。
- ・技術の進展を考慮した配管等の計画とする。

□音声系設備

- ・音響設備は、利用目的に応じ、多目的室・集会室等へ個別に設置する。
- ・非常時に児童生徒等の速やかな避難行動が可能となるよう停電時でも対応可能な、非常放送設備を館内に設置する。また、緊急地震速報及びJアラートとの接続が可能な設備とする。
- ・屋外に設置するスピーカーについては、その音響が周辺へ支障を及ぼすことがないよう位置及び向きに充分検討する。

□情報系設備

- ・情報の種類、内容に応じて映像系設備と音声系設備との組み合わせに考慮しつつ、視覚・聴覚による情報伝達のための仕様を検討し、適切な位置に必要な配管・配線を設置する。
- ・電話、インターホン、校内LAN、テレビ会議等の設備は、使用目的に応じ、必要となる回線網を適切に確保する。
- ・視聴覚教育メディア等のネットワークの構築を視野に入れ、各室及び空間に情報用アウトレットやコンセントを適切に配置する。
- ・室内、廊下等を含めた校内のあらゆる場所で、急速に変化する様々なメディアに対応可能となるよう、配線等の敷設は柔軟に対応できるOAフロアを検討する。
- ・校内各所への情報端末や各教室へのプロジェクターの設置を視野に入れ検討する。
- ・緊急呼出設備について、トイレを中心に必要箇所に設置する計画とする。

□自動火災報知設備

- ・消防法に準拠し、自動火災報知設備を設置する。
- ・避難に支障が出ないよう非常放送と連動可能な設備とする。
- ・火災発生場所の特定が可能なアナログ式及び自動試験機能付感知器とする。
- ・誤報の発生が少なく管理がしやすいシステムを総合的に判断し、R型受信機を事務室等に設置する。

8. 機械設備方針

児童生徒等の学校活動においてその安全及び健康に支障を生じることのないよう、特別支援学校という施設であることを念頭に置き、設備の効率かつ効果的な運用ができるように、下記の項目を基本方針とする。

1. 省エネルギーを十分に考慮し、経済性の高いシステムを採用する。
2. 設備機器、器具等の導入に当たっては、安全で全ての利用者が使い易く、維持管理しやすいものとする。
3. 耐震性・耐久性・信頼性があり、且つ機能的なものを採用する。

□給水設備

- ・敷地西側道路内に敷設の市水本管から分岐する。
- ・給水方式は、受水槽＋加圧ポンプ方式を基本とする。
- ・受水槽は屋外に設置し、耐久性に優れたステンレス製受水槽（ポンプ室付）とする。
- ・受水槽容量は、人員の利用水量等により算定する。また、災害時の利用も考慮して必要水量を算定する。
- ・災害時の上水確保として、受水槽に感震器付緊急遮断弁を設け、直接採水用として非常用水栓を設置する。
- ・水栓の個数、配置は利用状況に応じ配置し、水栓の形状、設置高さは児童生徒が利用しやすいように配慮する。
- ・教室前のテラス等には、手足洗いができるようにホースが付けられる水栓を配置する。
- ・便所洗浄水として、雨水の中水利用の検討を行う。

□給湯設備

- ・必要な給湯量や利用方法を考慮し、給湯設備（貯湯式電気温水器、ガス給湯器等）を設置する。
- ・トイレ内の洗浄シャワー及びプールシャワーなどには、温水利用を可能とする。

□排水設備

- ・建物からの生活排水は、下水処理区域外ではあるが、下水本管が西側道路に敷設されていることより、下水接続の可能性を検討する。
- ・建物内の排水管は、原則として汚水と雑排水の合流方式とする。

□衛生器具設備

- ・児童生徒の体格、身体の動きの状態、発達状況に対応できるように、衛生器具仕様を選定し、各所に配置する。
- ・教職員等の介助の方法に応じ、操作しやすい仕様とする。
- ・児童生徒の障がいの状態や特性などによる汚物の発生状況を的確に把握し、適切に

第Ⅱ編 基本計画

処理できるように、汚物の洗浄処理設備（汚物流し）を計画する。

- 衛生的で清掃性の良い防汚型器具を採用する。
- 多機能トイレは、コンパクトなスペースで、施工性・清掃性・経済性に配慮した計画とする。また、オストメイトの設置も検討する。
- 洋風大便器は、タッチスイッチ式フラッシュバルブ方式を基本とし、介助者にも対応しやすいよう配慮する。児童・生徒用では、温水洗浄機能付き便座は設置せず、暖房機能付き便座程度とする。
- 小便器は、小学校低学年でも利用しやすい壁掛け低リップ形の自動センサー洗浄式とする。



都立光明学園の整備事例

□ガス設備

- 敷地西側道路に敷設の都市ガス（東邦ガス）から分岐する。
- マイコンメーターの保安機能（流量異常による遮断、感震遮断等）により、安全性に配慮する。

□消火設備

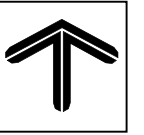
- 所轄消防署との協議により消防法に準拠した消火設備（屋内消火栓等）を設置する。
建物用途：消防法施行令別表第1の6項二
- 消火器は歩行距離 20m以下ごとに配置する。

□空気調和設備

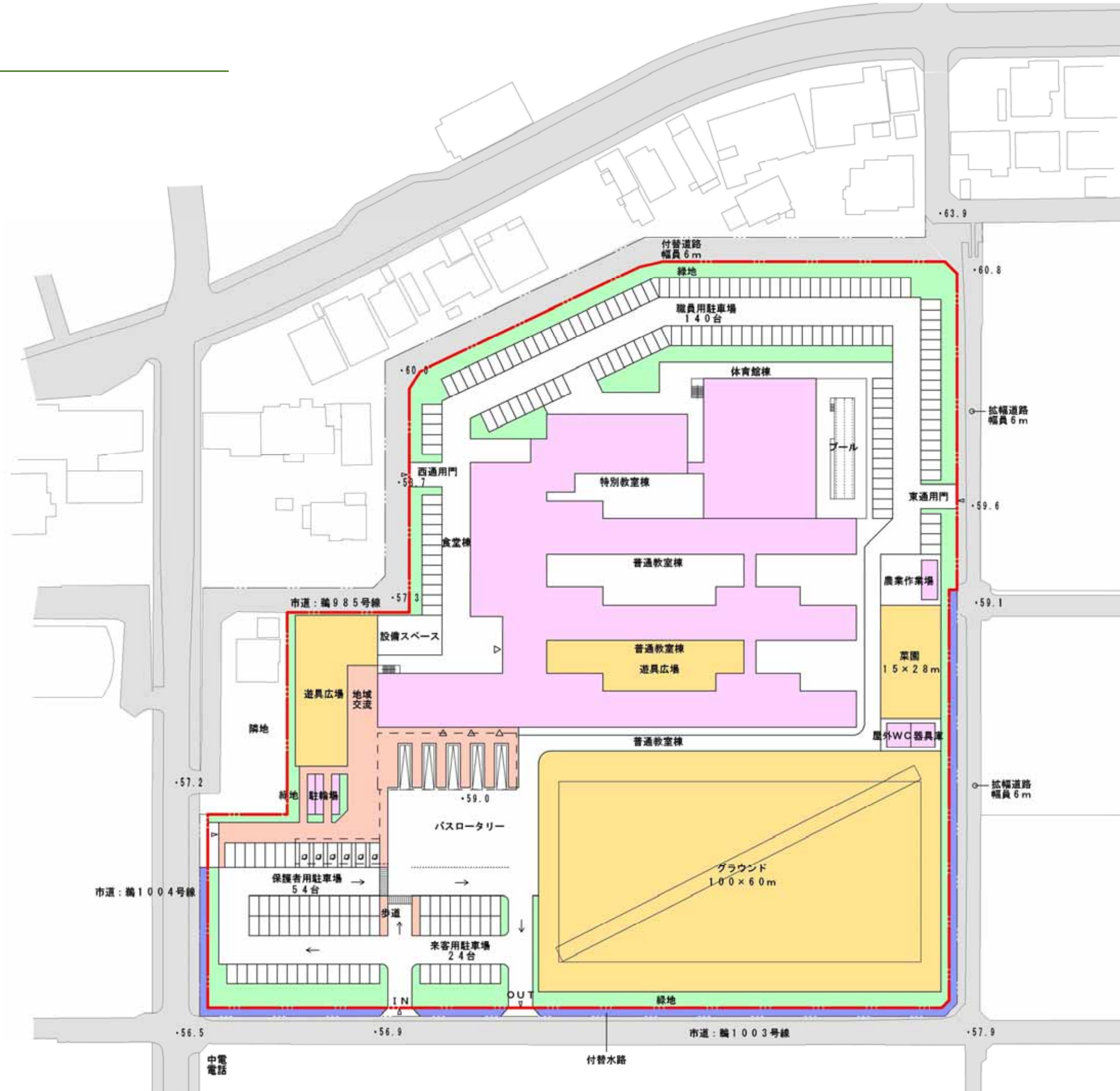
- 熱源方式は、安定した熱供給や低廉なイニシャルコスト・ランニングコストなどを総合的に判断し、熱源機器を決定する。
- 児童生徒の心身の発達状況や、児童生徒及び教職員などの健康面への影響、維持管理のしやすさの諸条件を総合的に配慮し、ゾーニング計画を行い、省エネルギー効果を高める。
- 各室、空間容量、形状、利用人数、学習内容などに応じ、冷暖房の負荷を算出し、適切な空調機器を選定する。
- 各室に個別リモコンを設置し、適宜、設備の運転・停止及び調節を行うことができるように適切に区分する。
- 一括運転管理ができるように、管理エリアに集中リモコンを設置する。
- 自分で体温を保持することが困難な児童生徒のために良好な環境条件を確保できるようなシステムを必要に応じて検討する。

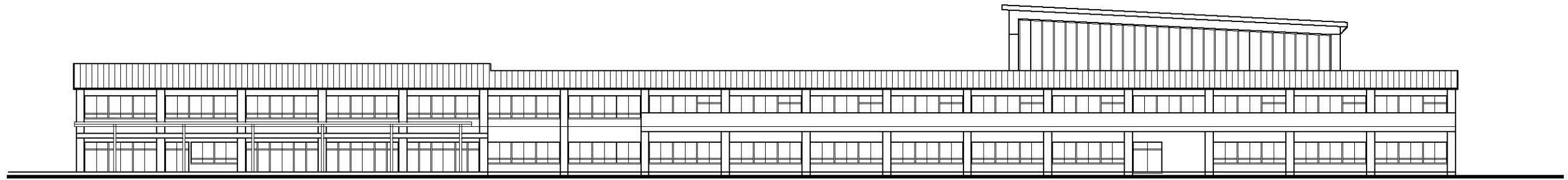
□換気設備

- 空気の浄化、熱及び臭気除去、酸素の供給等を目的として、有効に室内の空気を外気と入れ替えられるように計画する。
- 火気を使用する室や冷暖房の行われている室など活動内容により密閉状態で利用する室等においては、必要な換気量を算出し、計画する。
- 在室人数の多い居室及び空調稼働率の高い部屋には、エネルギーロス低減のために、全熱交換型換気扇の採用などを検討する。
- 居室部分は、建築基準法に基づき、シックハウス対策として 24 時間換気を行う。
- トイレの換気扇スイッチは、人感センサーを基本とする。

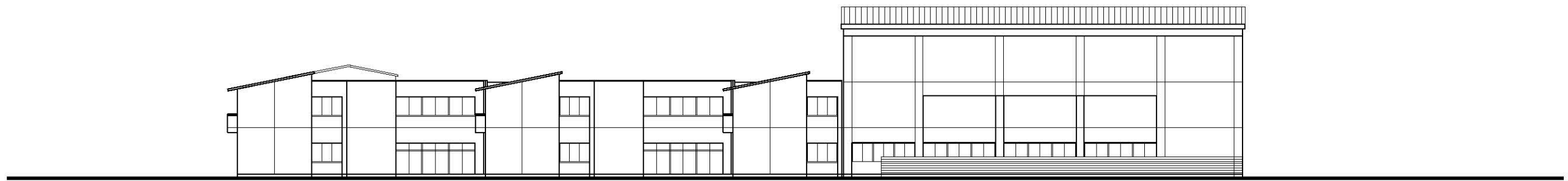


9. 基本計画図

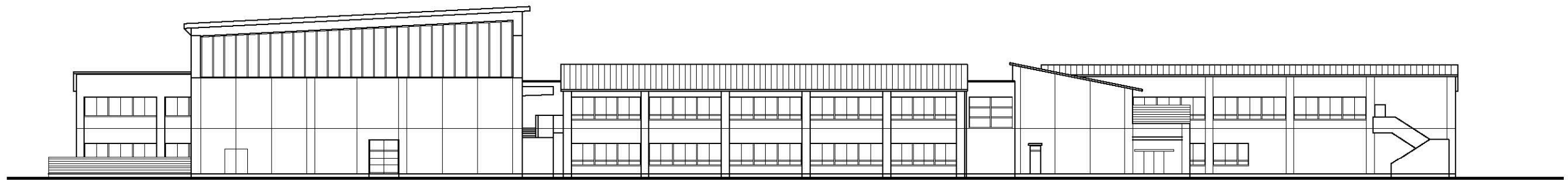




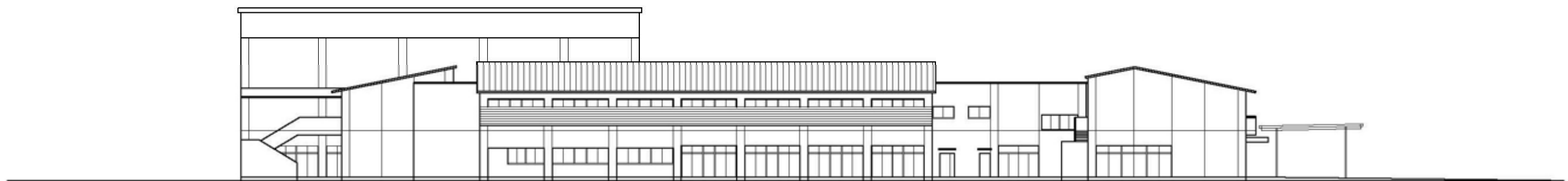
南立面図



東立面図



北立面図



西立面図

10. 概算事業費

本計画にかかる概算事業費を以下の通り、想定する。







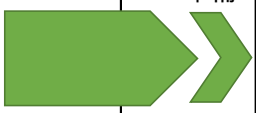
No	項目	内容	金額 (千円)	備考
A	用地取得費		313,400	
B	設計監理委託			
1	造成設計委託		18,500	
2	建築設計監理委託		356,300	
	計		374,800	
C	造成工事			
1	土地造成		84,300	
2	道路新設	幅員6m	12,000	
3	道路拡張	幅員6m	20,000	
4	水路新設		35,000	
5	擁壁工事		35,000	
	計		186,300	
D	校舎棟建設工事			
1	建築工事		3,060,000	
2	電気設備工事		489,600	
3	機械設備工事		724,200	
	計		4,273,800	
E	屋外付帯工事			
1	附属棟工事	駐輪場・屋外便所・器具庫・農業用倉庫・バス屋根・屋外プール等	193,000	
2	外構工事	舗装・排水・縁石・植栽等	230,000	
	計		423,000	
F	什器備品購入		102,000	
	合計(A除く)		5,359,900	B+C+D+E+F
G	消費税等		535,990	上記×10%
	総合計		6,209,290	合計+A+G

第4章 事業実施に向けて

1. 事業工程計画

本計画において想定している事業工程を以下に示す。

■事業工程計画

項目	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
基本構想及び 基本計画						
造成・外構・ グラウンド設計						
造成・外構 グラウンド工事			造成工事 	グラウンド・外構工事 		
基本設計		プロポーザル 				
実施設計			計画通知 			
建設工事					準備	開校

※基本計画段階で想定する工程であり、今後の状況により変更する可能性がある。

2. 事業実施の課題

本事業を推進するにあたり、基本設計・実施設計に向けて留意すべき点を事業実施の課題として、以下に整理する。

(1) 建築計画に関して

- 敷地内の配置計画については、基本計画段階における一案として示したものであり、測量の成果や設計段階における検討の結果、より合理的な配置に見直していく必要がある。
- 校舎内のレイアウトについては、本計画において設定した機能・規模を参考に、設計段階で正確な間取りや寸法を検討し、合理的な規模や機能及びレイアウトを設定していく必要がある。
- 実習室における実習内容（工業、清掃、農業）は仮に設定しているが、教育課程の内容とも調整が必要となるため、陶芸や木工などの必要性も含め、今後、詳細に検討していく必要がある。

(2) 外構・造成計画に関して

- 造成高の設定により、既存の高低差の処理方法（擁壁・法面など）が変わるため、平面レイアウトの調整が必要となる可能性がある。
- 駐車場レイアウトに関して、放課後等デイサービスの送迎車両の台数を想定し、必要に応じてターミナル機能を検討する。
- 雨水流出抑制、排水同意、汚水接続協議、農地転用、農用地除外など様々な手続きを遅滞なく進めていく必要がある。

【資料編】

1. 策定の経緯

年月日	区 分	内 容
令和2年 6月15日	第1回各務原市特別支援学校建設 基本構想・基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長の互選について ・事業の概要について ・会議の公開等に関する要領の規定について
7月中～ 8月17日	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する小中高生及び未就学児の保護者、教員、PTA 役員に対して、アンケートを実施
8月17日	第2回各務原市特別支援学校建設 基本構想・基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケートの実施について ・候補地の選定方針について
9月8日	第3回各務原市特別支援学校建設 基本構想・基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・候補地の選定について ・施設の機能・規模について
10月5日	第4回各務原市特別支援学校建設 基本構想・基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能・規模 ・整備候補地の選定
11月9日	第5回各務原市特別支援学校建設 基本構想・基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想について ・基本計画について
令和3年 1月12日	第6回各務原市特別支援学校建設 基本構想・基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画（素案）の確認について ・パブリックコメントの実施について
1月22日～ 2月12日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画（素案）について
3月4日	第7回各務原市特別支援学校建設 基本構想・基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントで頂いたご意見について ・答申について



策定委員会の様子



策定委員会の様子

2. 各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会条例

令和2年3月18日

条例第11号

(設置)

第1条 各務原市特別支援学校の建設に関する基本構想及び基本計画（次条において「基本構想及び基本計画」という。）の策定について調査審議するため、各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、各務原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に依じて、基本構想及び基本計画の策定のために必要な事項について調査審議し、答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 学校を代表する者
- (4) 関係団体を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、各務原市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

【資料編】

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(令和2年教委規則第3号で、令和2年4月13日から施行)

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

3. 各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会 委員名簿

	氏名	区分	所属等
委員長	出口 和宏	1号	岐阜大学教職大学院特任教授
副委員長	松村 齋	1号	大垣女子短期大学教授
	田代 真理子	2号	岐阜県立中濃特別支援学校PTA会長
	安田 ゆかり	3号	各務原市立各務原特別支援学校校長
	加藤 英優	3号	各務原市立小中学校長会会長 各務原市立桜丘中学校校長
	関 エリコ	3号	各務原市立緑苑小学校教頭
	大谷 弘	4号	各務原市手をつなぐ育成会理事長
	安田 寿之	4号	各務原市自治会連合会副会長
	木全 かおり	5号	かわしまファミリークリニック副院長
	兒玉 哲也	5号	岐阜県教育委員会特別支援教育課課長

(敬称略)

【委員の区分について】

- 1号：条例第3条第2項第1号（学識経験を有する者）
- 2号：条例第3条第2項第2号（保護者を代表する者）
- 3号：条例第3条第2項第3号（学校を代表する者）
- 4号：条例第3条第2項第4号（関係団体を代表する者）
- 5号：条例第3条第2項第5号（その他教育委員会が必要と認める者）

各務原市特別支援学校整備基本構想・基本計画

令和3年3月

各務原市教育委員会

〒504-8555

各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL 058-383-7302（直通）

FAX 058-389-0218
